

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (3) (1 9 . 2 定)			
日 時	平成 1 9 年 6 月 2 7 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 2 4 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	齊藤 (陽) 委員長、成田副委員長、秋元・吹田・菊地・山田・ 井川・林下・北野 各委員		
説 明 員	教育長、総務・財政・経済・港湾・教育各部長、会計管理者、 消防長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長、 農業委員会事務局長、ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記 記録担当			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、菊地委員、林下委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。大橋委員が吹田委員に、高橋委員が秋元委員に、斎藤博行委員が林下委員に、古沢委員が菊地委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総務・経済両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会、共産党の順といたします。

自民党。

井川委員

青果物卸売市場事業特別会計予算について

まず、経済部の方からお尋ねします。

公設青果地方卸売市場についてお尋ねします。

予算書を見ますと、平成18年度1,600万円、それから平成19年度1,500万円程度の繰入れをしておりますが、この金額が非常に大きいということで、その原因は何ですか。

（経済）公設青果地方卸売市場長

ここ近年、繰入金が増えてきております。市場の収入でございますけれども、これは卸会社の売上げから上がってきます市場使用料、これが主なものです。あと施設使用料ということで、管理・運営しているわけでございますけれども、御承知のとおり平成17年度から樽一小樽中央青果株式会社ですが、ここが経営再建ということで、資本の入替えとか、役員の交代とか、今、再建途上にあります。そういうことで、売上げが落ちているということがありまして、それで、平成17年10月から使用料の2分の1、減免を実施しております。使用料が入らないということで一般会計からの繰入れをお願いしているところです。

井川委員

売上げが伸びていないということで、使用料を減免しているということなのですが、この使用料減免については、売上げが伸びない限り、これからはずっと減免していくつもりですか。

（経済）公設青果地方卸売市場長

とりあえず平成17年10月からのことですけれども、営業ですから半年ごと営業成績を見ながら検討するということが、当初始まりました。引き続き、営業状況につきましては、報告もいただいていますし、分析もしております。ただ、昨年度は平成17年度に比べますと、ある程度売上げ等は伸びております。中身的に言いますと、大きく委託というものと買付というのがございます。産地から売ってくださいということで商品が入ってくるのが委託です。それで、足りない部分があれば、産地なり、商社なり、そういうところから卸問屋は買付をして、小売業者、仲卸業者に卸すということで営業をやっているわけです。委託は法定で野菜ですと8.5パーセント、果実ですと7パーセントということで、手数料が定められております。

ところが、買付になりますと、自由競争ではないのですけれども、売る側と買う側の都合ということになりますので、実際のところ4パーセントとか1パーセントとかというように手数料がかなり低くなっているということで、近年、これは小樽ばかりではございませんけれども、産地の大型化ということもございまして、地方の卸売市場につきましては、なかなか委託が回ってこない。それで反面、買付がどんどん増えてくる。したがって、使用料、手数料も安い方の手数料になってきているという状況になります。この状況は近年ずっとそういう傾向になってき

ておりますし、買付の割合が高まってきておりますので、新たな手だてを講じない限り、こういう状況は続く。

減免につきましては、そういうこともあるのですが、当市場のエリアは限られておりますので、今度販路先を市場外に、本州に、そういうところへ市場開拓、買付する人を開拓して道産のものを市場経由で送るというようなことで計画を講じています。

井川委員

それでは、その流通の形態も非常に変わってきている中で、このままでいいかどうかという部分について、今考えているのですけれども、今後どのような対策をとっていくつもりですか。

（経済）公設青果地方卸売市場長

当市場は公営という形なのですが、実際の営業は卸業者がやっております。市のかかわりというのは、市場管理室における施設と取引、こういうものの管理というのが主な業務になっておりますけれども、近年、流通形態もいろいろ変わってきておりますし、そういう部分ではなかなか関与もできない部分もございまして、また他の市場では民営化されているようなところもありますので、そういうところを参考に、そういう手だても探っているところです。平成15年だと思っておりますけれども、卸売市場法が改正されまして、指定管理者制度が導入されておりますので、そういうものの検討も含めて全国の各自治体では、検討しているやに聞いておりますので、そういうものを参考に、今後のあり方については検討したいというふうに考えております。

井川委員

公設青果地方卸売市場は、民営化に進んでいくような状況で考えているようですが、公設水産地方卸売市場の方はどのように考えていますか。

（経済）公設水産地方卸売市場長

水産地方卸売市場の民営化についてでありますけれども、この水産市場につきましては、産地市場ということで、小樽市漁業協同組合あるいは小樽市機船漁業協同組合の卸社が2社あります。ただ民営化に当たっては、いずれかの一方が、運営に当たることが考えられるのですが、この2つの漁協は、これまでもなかなか利害がバッティングするというので、片方が運営に当たると片方が公平感を危うくするというようなこともありまして、これまでも検討してはいますが、なかなか難しい面があります。将来的には、大きい環境の変化で合併するなど大きな変化が出た場合に、このような部分での民営化が可能と思いますが、現状ではまだ無理かと思っております。

井川委員

水産地方卸売市場の方は何か収支が大変いい状況でございますから、ぜひ市の方でも中に入りまして、うまく話をつけて、できるだけ早い段階で民営化にしたらいかかなと思っております。

企業誘致について

次に、経済部の企業誘致について、お尋ねします。

最近の企業誘致の動向についてお願いします。

（経済）三船主幹

近年の企業誘致の動向ということで、答えさせていただきます。

御承知のとおり小樽市には銭函3丁目の銭函工業団地と銭函4丁目、5丁目の石狩湾新港工業流通団地の二つの団地がございますけれども、まず銭函工業団地についてですが、立地数につきましては、若干の増減がありながらも、ほぼ横ばいということで、立地企業数は大体120社というところを行ったり来たりしている状態です。ちなみに昨年度末117社でございます。立地数は横ばいながら、用地を買い増しする企業がありますので、分譲率につきましては、かすかながら増加をしているというような状況で、現在は分譲率が約85パーセント。

それから、操業についてなのですが、ここ10年ほどで5社増えております。これは1年に5社増えるということではありませぬので、だんだん増えていったという結果なのですけれども、昨年度末で99社というところで、

あと一步で100社と、3けたの大台に乗るのかというふうに思っております。

それから、石狩湾新港流通工業団地についてなのですが、立地数は着実に増加をしております、同じくここ10年ほどで見えますと、60社程度だったものが昨年度末71社、分譲率も四十一、二パーセントというところが46.5パーセント。こちらも操業については、10年ほどで14社ほど増えたということで、昨年度末40社になりました。

近年の動向は、このような感じでございます。

井川委員

私はやはり小樽の経済というのは、企業誘致があるかなしかで、物すごく違ってくると思うのです。それで、何としても企業誘致を一生懸命していただいて、税收あるいは雇用の拡大とかを図ることが、まず急務かと思っておりますので、ぜひ経済部の企業誘致担当は、本当に腕のいいセールスマンをいっぱい集めて頑張っていただきたいと思います。

それで、銭函工業団地は非常に人気があるのですが、どんな理由で人気があるのですか。

（経済）三船主幹

銭函3丁目の銭函工業団地ということで答えますけれども、位置は銭函駅、ほしみ駅という二つのJR駅のちょうど中間にありまして、通勤に二つのJRの駅を利用できるということ。あと、国道5号からも近いですし、国道337号がちょうど団地の中を貫いて走っているというようなことで車の便も非常にいい。あとは、札幌自動車道、銭函インターチェンジから、それぞれ立体交差ですぐであります。そういった交通アクセスのよさというのが非常に人気になっているという点。あとつけ加えますと、銭函それから札幌の手稲といった住宅地に隣接をしているということで、雇用の確保もしやすいというふうに聞いております。

井川委員

大変、石狩湾新港流通工業団地の方は場所が広くて、まだまだ立地できる条件がたくさんあるのですが、そこは港が売り物ですから、何とかその港を売り物にして頑張っていただきたいと思います。

それで、今後、新幹線誘致などがいろいろあって、そういう影響というのは、その企業誘致に対して全くないものですか。

（経済）三船主幹

新幹線ということ、今おっしゃっていただきましたけれども、今年になって本州方面の企業から直接、新たな問い合わせがありました。本州では景気の回復というのが北海道よりも先に来ているというふうに聞いておりますけれども、企業についていろいろな話を聞いたところ、将来北海道新幹線の工事が始まったときに向けての先行する設備投資だというような、うわさですけれども、それも耳にしております。

井川委員

一つは明るいニュースかな。暗いことばかりなのだけでも、新幹線が来ることによって、銭函地域の工業団地が潤っていただければ大変うれしく思います。ぜひチャンスを逃がさないで、頑張ってください。

指定管理者制度導入について

次に、指定管理者制度導入について、お尋ねします。

平成18年度、19年度の見積額も、そこに出しておりますけれども、その効果額について知らせていただきたいと思っております。

（総務）阿部主幹

ただいまの御質問ですが、まず平成18年度ということで説明しますと、あくまでも導入した時点での見込み、今の時点で決算の数字というのは出ておりませんので、申し上げますと18年度に導入した施設、17施設で効果額といましては約1,900万円程度となっております。それと19年度に新たに導入した施設を含めまして、19年度とい

うことで申し上げますと、3,600万円程度の見込みとなっております。

井川委員

本当に、指定管理者制度を導入するということによって金額で3,600万円という大変大きな効果があるということ
で頑張っておられますけれども、来年度に向けては指定管理者制度を導入する予定の施設はないのですか。

（総務）阿部主幹

来年度につきましては、今のところ導入する施設はございません。

井川委員

この指定管理者制度に対して、メリットとデメリットはあると思うのです。業者からメリット・デメリットとい
うことについて、いろいろ来ていると思うのですが、どのようなものが来ていますか。

（総務）阿部主幹

その前に、先ほどの来年度の導入施設なのですが、新たなものということではないのですが、駅前広場駐車場、
それと駅横駐車場の指定管理者の導入について、今これから公募をかける予定となっております。これは、更新と
いうか継続ということでございます。

それと、その選定の段階で、こちらの方としましては管理費用の経費節減とか、施設の運営についていろいろな
考え方を導入する業者の方から調査するわけで、それに基づきまして、いわゆるその民間の方々のノウハウを生か
して管理経費を節減するとか、いろいろな今申し上げましたノウハウを使いまして、市民サービスの向上を図って
いくことが期待できるということがメリットとしてあります。

デメリットの方なのですが、基本的にはデメリットが生じないように市として指定管理者制度を導入していくと
いうような姿勢で考えているものですから、基本的にはデメリットというのはないのかとは思っているのですが、
強いて言えば市の目が届きづらいということで、市の方へ寄せられる市民の方々の声が、なかなか市の方へ届きづ
らいという部分があるのかと思うのですが、ただ、それにつきましては各指定管理者の方にいろいろなアンケート
の用紙を置きまして、定期的に市の方に報告することによって、市民の方々の声を吸い上げていくというような
形で対応しております。

井川委員

指定管理者制度について、銭函パークゴルフ場が私の家のすぐ近くなのですけれども、たびたび伺ってみても、
指定管理者制度になってから本当に大変すばらしくなったと思うのです。

まず一つは、券売機が置かれたとか、前から見たら芝が物すごくいい。やはり指定管理者になったら一生懸命頑
張って、本当に時間も気にしないで、朝も1時間早く、8時からということで、大変努力をされている、そういう
努力はやはり市の方でもきちんと見ていると思うのですけれども、やはり市民はそういういいところがあっても大
変よかったという意見を市の方にはあまり言ってこないと思うのですけれども、私はたびたび行ってみて、本当に
指定管理者制度になってよかったと思っております。ですから、そういうところがたくさん出てくるように指導を
していただきたいと思います。

山田委員

私の方からは、一般質問に関連して、新たな財源と効率的な施設運営対策について社会教育費から4点に分けて
お聞きします。

全国近代化遺産活用連絡協議会負担金について

まず、社会教育総務費の全国近代化遺産活用連絡協議会負担金が2万円あります。まず、その内容と活用の詳細
についてお答え願います。

（教育）生涯学習課長

今、お尋ねの全国近代化遺産活用連絡協議会負担金ですが、この組織は長い名称なのですがすけれども、略称「全近」と申します。この組織は、幕末以降、第 2 次世界大戦期ごろまでに西洋から輸入された近代的手法で建設された産業、交通、土木に関する遺産を保護し、普及、啓発する、そういう組織になっております。

この全国近代化遺産活用連絡協議会の目的なのですがすけれども、文化財の保護を通じて歴史的まち並みの保存、近代化遺産を生かした文化的な観光による地域振興などがございます。小樽市も平成 14 年度からこの会員になっておりまして、全国では 51 の自治体、北海道では小樽市と上士幌町の二つの自治体が会員となっております。

山田委員

もう一点、活用ということで、本市で、もしされている部分があれば、お聞かせ願います。

（教育）生涯学習課長

本市での事業例なのですが、毎年 10 月 20 日が近代化遺産の日ということで指定されておりまして、昨年も行いましたが、近代化遺産全国一斉公開という事業が全国的に展開されておりまして、小樽市では、昨年の 10 月 20 日、21 日と重要文化財であります旧手宮鉄道施設の修理工事を現地公開したところであります。

山田委員

2 万円ということで、私はちょっと少ないのではないかという思いがあるのですが、この増額とか、そういうことは今後お考えにはならないですか。

（教育）生涯学習課長

2 万円ということで、これは負担金でございますが、この連絡協議会自体が情報交換などを目的とした組織でございますので、ホームページをつくった情報の公開までに適用されていくということで、市については会費が年間 2 万円ということで定まっている、そういうことから 2 万円でございます。

山田委員

わかりました。

美術館、文学館について

次に、美術館と文学館についてお聞きします。

最近、入館状況もあまり何か増減していないというようなこともお聞きしております。まず第一に、現在、案内状の差し出し範囲、この入館というのですか、その状況などをお聞かせ願います。

（教育）文学館副館長

文学館と美術館と、この案内状の出し方は少し違っているのですけれども、文学館ではここ数年、企画展、特別展、それぞれのイベントごとにこの案内状というのは特に出しておりません。ただ小樽文学舎という友の会組織がありまして、ここは年間 2,000 円の会費をいただいているのですがすけれども、その会員の方々には月 1 回あるいは 2 か月に 1 回程度イベントの御案内を差し上げることはあります。

（教育）美術館副館長

美術館の方でございますけれども、特別展や企画展がございまして、特に案内状の発送というのは特別展が主でございまして、その特別展にかかわる関係者というのは、道展の方、全道におりますけれども、札幌・小樽に在住の方に絞るとか、それから市展の委員、それから手前どもの収蔵作家、そして美術館協議会のメンバーとか、それから社会教育委員会の皆様へ差し上げてございまして、文学館と同じように美術館の方では、美術館協力会というのがございまして、そのメンバーにも美術館協力会の予算で、別途案内状を出しているというのが現状でございます。

山田委員

それでは、入館状況のここ四、五年の推移と、もし増減があるのでしたら、その理由についてお聞かせ願います。

（教育）文学館副館長

平成14年度から18年度にかけての入館者状況を申し上げます。これは有料、無料を含めております。14年度1万2,910人、15年度1万1,193人、16年度9,593人、17年度8,070人、18年度8,714人。

（教育）美術館副館長

美術館の方を申し上げます。平成14年度1万6,148人、15年度1万8,655人、16年度1万3,833人、17年度1万2,745人、平成18年度1万5,007人という結果でございます。

山田委員

片方は年々下がっていて、片方は何かイベントをされているのか、増えた減、この起伏があるということで認識いたしました。この理由は何かあるのか、お聞かせ願います。

（教育）文学館副館長

文学館の方でございますが、全国的にということですが、先日、東京で全国文学館協議会というのがございまして、全国から30館ほど参加いたしましたけれども、文学館につきましては、やはり全国的に入館者がかなり落ちてきている。中にはその半分以下に落ちてきているという館も少なくありません。原因についてもそこでもいろいろ話し合われたのですけれども、一般的に見て、やはり活字離れ、そして特に純文学離れということは、文学館につきましては、やはり大きいというふうには思っております。

（教育）美術館副館長

美術館の方では、今申し上げました入館者数から判断いたしまして、平成15年度を境に観覧者が減少傾向でございましたが、平成18年度から新館長の下、マスコミ、特に報道関係者に対しまして、これはリピートといいまして、こういうイベントがあるということを繰り返し積極的に申し上げ、PRに努めました結果、観覧者が平成17年度から18パーセントぐらい上昇したという傾向が見られました。

山田委員

本当に、そういうような御努力によって、ある程度美術館の方では、入館者数が増えたということで、さらにお聞きしたいのですが、今後、もし、各イベントを考えているのなら、年間に何回ぐらいやりたいとか、またその情報の発信をどのような方法でされるのか、今後の施策についてお聞かせ願います。

（教育）文学館副館長

文学館の方でございますが、文学館の方は、毎月1回の朗読イベント、それから、「小樽文學舎」主催のコンサートなども含めたら25回ぐらいの年間イベントを行っております。ただ、本当にちょっとPRの努力がまだまだ足りないというふうには考えておりまして、今まで広報あるいは各種メディアのほかに、年間イベントスケジュールのチラシなどを、できるだけ早めに各方面に配布するなどの努力をしたいと思っております。

（教育）美術館副館長

美術館の方といたしまして、今後の情報発信の方法といたしましては、ただいま申し上げましたが、マスコミ等に対する積極的なPRは無論のこと、広報おたる、小樽市のホームページ、それからFMおたる等への情報提供をさらに積極的に行うほか、特に市内のみならず、道央圏、さらに道内全道、さらに全国に向けての情報発信の方法はどうすればいいのかということ等を常に研究しているのが現状でございますので、それを具体的に結びつけるような方策をさらに上司とともにスタッフ一同考えてまいりたいというのが、これからの情報発信の方法ではないかと思っております。

山田委員

切さたく磨かれて、そういうような御努力が実が結ばれますよう、私も陰ながら見守っていきたくと思います。できましたら、入館の収益状況を後から聞かせてください。

図書館について

次に、図書館についてお聞きします。先般、広報などで休館日について我々にお知らせがあったと思います。まず、年間休館日数と内容についてお聞かせ願います。

（教育）図書館長

休館日についてお答えいたします。休館日数につきましては、平成18年度は71日ございました。平成19年度は68日の予定でございます。休館日につきましては、毎月月曜日、それから年末年始、それから6月に6日間の館内特別整理休館がございます。この6月22日から29日の間、館内特別整理休館がございますけれども、この間の作業について説明いたします。図書館は約1年間に1万冊の図書が増加いたしますが、そうしますとオープンの書棚のスペースが狭くなり、本がきつくなります。それで地下の閉架書庫へ下げる作業が結構時間数がかかります。それから、図書のバーコードを1冊ずつなぞってデータを読み込みまして、蔵書点検を行っております。それから、保存年限の経過した雑誌や新聞を処分しますし、また逆に永久に保存いたします新聞あるいは官報の製本をいたします。そのほか修理の必要な図書を選び出して修理へ回す作業もしております。それから最後には、すべての棚の清掃、整備、開架を行っております。

山田委員

前にも休館日についていろいろと聞いたと思うのですが、これから学校なども夏休みに入ると思うのですが、夏休みは休館日はあるのですか、それとも夏休み期間も開館されるのか、お聞かせ願います。

（教育）図書館長

夏休みにつきましても、通常どおり月曜日と、それからその月の最終金曜日は館内整理で休みとなっております。

山田委員

新聞マイクロフィルム閲覧事業費が計上されております。一般の新聞社でもこういうような過去の新聞をマイクロフィルムに写されて、何月何日の新聞が欲しいと言えば、コピーしてある程度の収益をつけて民間の人に渡すというような事業もしております。まず何年度からされているのか、こういうようなマイクロフィルムにおさめられているのか、この活動状況と閲覧人数、その辺についてお聞かせ願います。

（教育）図書館長

新聞マイクロフィルムの閲覧事業につきましては、新館オープンの昭和58年以来サービスを行っております。図書館では、新聞をマイクロフィルム化して保存しておりますけれども、現在2紙ございます。まず、小樽新聞につきましては、明治28年から昭和17年まで貯蔵しています。それから、北海道新聞の市内版につきましては、昭和24年から平成12年まで保存しております。巻数にしまして1,110巻所蔵しております。このマイクロフィルムの利用者でございますけれども、平成18年度は150人おりました。ですから、大体2日に一度の割合で利用されております。また、その画面をコピーする方もおられますが、18年度は2,643枚のコピーの利用がございました。1枚20円をいただいておりますけれども、近年、記念日といいますが、自分の誕生日とか、あるいは知人の誕生日の新聞のコピーをしたいという方がお見えになりますけれども、これにつきましても、御自分でコピーしていただくようにしております。

山田委員

ある程度新聞社でも対応している部分がちょっと重複するのかなという部分はあるのですが、これは平成12年までの部分であって、それ以後はされていないということですか。

（教育）図書館長

平成12年までのマイクロフィルムがございます。それ以降は、原紙といいますが、本紙で保存しております。ですから、それ以降の資料につきましても提供できるようにしております。

山田委員

平成12年以降のその原紙は、マイクロフィルム化する予定があるのかないのか、お聞かせ願いたいと思います。

（教育）図書館長

今のところ予定はしてありません。

山田委員

わかりました。

不用図書市民配布事業、私も先般5月の初めに伺って本を何冊か無料でいただきました。まことに市民にとっては図書館に何う貴重な機会だと思っております。最近では、潮まつりなどのイベントでも、これは募金箱で、こういうような設置もされております。もし図書で破損の部分とか、結構傷んだ部分、これは本当に市民の使い方が悪いという意味で、何らかの市民に寄付並びに募金のために募金箱を設置されてはどうかと思うのですが、それについての見解だけお聞かせ願います。

教育部中村次長

ただいま募金箱についてのお話でございますけれども、お祭りには寄付とか募金とかがつきものですから、今回、潮まつりでもその募金箱を設置されています。それを例えば社会教育施設に置いてくれないかという要請が経済部からありまして、それは私も進んで協力をしたいと思っております。ただ、社会教育施設における募金とか寄付というものは、募金箱で行うような性格のものとは私は思っておりません。というのは、いろいろな形の寄付というのは、いわゆるパトロネージュでございます。本当にその気持ちのある方がある程度まとまった額を御寄贈いただくというのが、今のところ通例でございますので、募金箱に幾ら入れるかわかりません。まとまった額を入れる方はいないと思っておりますけれども、そういう形での寄付を求めるとするのは、今まで御寄付をいただいている方に大変失礼なことだと思っております。

山田委員

ある程度市に対しての募金をするのでも、逆に市民に寄付の願い、こういうのを書かせて募金をされているという部分がございます。できれば市民が率先して募金できるような体制、本当はこういう体制ができればいいと私は思っています。

総合博物館について

総合博物館についてお伺いします。

最初に、新聞報道でもございますが、友の会、またボランティアの活動、こういうものは新聞報道でもされております。この友の会、市民ボランティアについて、人員、活動の内容、また具体例などあればお聞かせください。特に説明会などの質疑応答、ボランティア登録の手続などをされていると思います。この点についてお聞かせ願います。

（教育）新博物館開設準備室旭主幹

現在、小樽市総合博物館友の会というものが、先月、設立いたしました。現在の小樽市博物館にございました博物館友の会の会員が120名おりまして、その会の会員を中心に今、呼びかけをいたしているところでございます。おおむねそれを上回る人数が御賛同いただけるのではないかとこのように期待をしております。

それから、小樽市総合博物館ボランティアの方でございますが、現在およそ100名ほどボランティア登録をいただいております。ボランティア登録につきましては、今のところは随時受け付けをいたしております。博物館の方に、若しくは博物館準備室の方においでいただいて、活動を見ていただいてから御協力いただきたいと思います。具体的な活動ということですが、既に総合博物館ボランティアの方には活動をいただいております。具体的に申しますと、例えば清掃活動、車両の清掃、外部の花壇、そういったところの清掃をしていただいておりますし、それから調査、さまざまな調査活動のボランティアに御協力をいただいております。それから現在研修中のボランティアの方もいまして、7月14日の開館以降、お客様に御案内をいたします解説ボランティアもいます。それから、科学の実験などをお手伝いされる科学ボランティアの方は、現在、研修を重ねていただいております。

山田委員

今お話がありましたボランティアについて、何グループがあって、どういうふうなボランティアの内容があるのか、説明願います。

（教育）新博物館開設準備室旭主幹

現在、もちろん御興味が重なる方がおりますので、何分野にも御登録いただいている方がいますが、歴史、自然、科学、鉄道、環境のボランティア、5つのジャンルでボランティアの募集をいたしております。

山田委員

新聞報道では6分野ということで書いている部分があったのですが。

それで、7月14日オープンになりますが、この中で、やはり今言われたように清掃業務とか、そういう管理経費がかかる部分があります。まず、その清掃と警備について、今までと変わらないのなら変わらないという形でお話を聞かせてください。

また、施設の安全対策としても消防の施設、また、どのような活動をされているのか、お聞かせ願います。

（教育）新博物館開設準備室旭主幹

先ほど解説のボランティアの話を落としましたが、6分野でございます。

警備につきましては、従来どおり機械による警備を行うところでございます。清掃に関しましては、これも外部委託をいたしますが、内容に関しては精査をいたしまして、従来よりは合理的な清掃を行うつもりでございます。それとも関連してというわけではございませんが、先ほど申しましたように、さまざまなボランティアの方に御協力をいただいて、巡回とか清掃の面でも御協力をいただければというふうに考えております。

（教育）新博物館開設準備室旭主幹

もう一点について、安全対策の関係になりますけれども、今回、中央ゲートとそれからフェンス等の外構工事がございましたが、広い意味では、当然、安全対策ということを意識しながらの工事ではありますけれども、基本的には中央ゲート工事につきましては、旧交通記念館の券売の部分を残しまして、駐車場の方から玄関まで自由に入りやすくした工事でございます。またフェンスにつきましては、無料ゾーンと有料ゾーンを仕切るためのものです。なお、安全対策という意味では、子供たちを含めましたたくさんの入館者の皆さんに、夕方暗くなってからも、この広い敷地内を安全に通行ができるようにということで、今回壊れていた街灯の修繕等を行っております。

また、まもなく総合博物館がオープンするということで、災害の際の避難誘導の点から、消防の自衛の訓練をボランティアも含めた形で行ったところでございます。今後もこの安全対策については、さらに努めていきたいというふうに考えてございます。

山田委員

消防の安全対策をされて、本当に来場者の安全を守るような施策をさらに強化していただきたいと思います。

それでは、この平成19年度予算説明書に書いてあります、今博物館の来場者対策として、こちらの方には約20万人の来場者を予想され、また料金対策として、イベント、また冬期料金の決定などもされていると思います。この内容についてお聞かせ願います。

（教育）新博物館開設準備室長

総合博物館におけます今年度の入館予測でございますが、本館、いわゆるその旧交通記念館部分でございますが、おおむね有料入館者を10万人というふうに押さえておまして、御存じのように子供たちは無料にいたします。実数はその倍、若しくはさらにそれを上回るというふうに予測しております。今回、現博物館は分館体制をとりますので、分館部分におきましては、おおむね4万人程度の有料入館者数を見込んでいるところでございます。さまざまな事業内容は現在、精査中で、具体化しつつ案もたくさんございますが、私ども利用者を増やすための努力をいたしまして、年間パスポートを発行したり、あるいは大きな科学事業、あるいは展示事業を誘致することに現在努

めているところでございます。

山田委員

この料金対策についての概念ですが、私はやはり旭山動物園のように、年間を通して料金体系が一定で、来場者が常に来ていような形が理想かということも思っております。冬期料金について何かちょっと見解が違うと思いますので、詳しくお聞かせ願います。

（教育）新博物館開設準備室長

私どもその料金体系を決めるに当たりまして、まず基本的には市内の社会教育関係施設、一般成人の方々300円という、そういう料金設定がございます。それを受けて料金設定の基本とさせていただきます。しかし、夏場につきましては夏期料金という形で、もう100円上乗せさせていただきたいと思っております。交通記念館時代に運行してありました蒸気機関車は交通記念館時代は有料でございましたが、今回、これを機に無料で開放しようと思っております。せめて幾らかの御負担を最小限いただきたいという気持ちで、蒸気機関車の運行できる夏場だけは100円を上乗せしたいというふうに思っております。

さらに、基本的には、通年開館いたしますので、私ども夏冬問わずその季節折々のさまざまな事業展開は当然考えていかなければいけませんし、実践しようとしているところでございます。一つの事例を挙げますと、冬場は雪氷学会とか、そのうちの研究団体と共催した「雪」を一つのテーマにした事業展開を図るなど、その季節折々に利用者が楽しんでいただけるような、そういった事業プログラムを展開していきたいというふうに考えてございます。

山田委員

本来、本市では750万人の観光客数がいます。この20万人という予測を立てられた根拠みたいなものが、もしあれば聞かせてください。

（教育）新博物館開設準備室長

交通記念館時代に、閉館時そのときの年間の利用者数、それから科学館の閉館時における年間利用者数、さらには現在の博物館の年間利用者数、そういったものを参考数値として押さえて、それでプラスリニューアルによるメディア等を活用したPR効果、そういったさまざまなことを計算、加味いたしまして、20万人という数字をとらせていただきました。先ほどちょっと触れさせていただきましたが、私どもの20万人という数値が多いか少ないかというのは、いろいろところで御議論のあるところでございます。我々といましては、やはりそれは確保できる実数として、まずは押さえておきたい。たくさん利用者のある博物館を目指したいと思っております。20万人の基礎的な数値の割り出し根拠としては、私ども今述べたようなことから挙げさせていただきました。

山田委員

ぜひ達成されるように私もお願いします。

ネーミングライツについて

一般質問の中でも、新たな財源としてネーミングライツについてお聞きしました。今回このような形で望洋サッカー・ラグビー場、また新博物館にどうかということで、一般質問をしました。例えば、JR東日本とか、そういう大手の冠をつけてはどうかということで、私自身まだ思っているのですが、そういう点について、状況で新たに变化した部分があれば、お聞かせ願います。

（教育）新博物館開設準備室長

ネーミングライツにつきましては、私ども博物館として、未永く運営していかなければいけない施設でございますので、通常のスタジアムとか、ホールとか、そういうものとはちょっと意味合いが違うだろうという、そういう感覚は持っております。しかしながら、その思い、趣旨については、私どもも同じくするところがありますので、私ども内部でいろいろ検討をいたしまして、別な意味で博物館のイメージを壊さないような広告協賛等をいただけ

ないかということで、いろいろ今まで研究を重ねてきたところでございます。おかげさまで先般、3年間で200万円ほどの広告協賛をいただくことが可能になりました。博物館として広告をとるのが極めて異例なことですが、私ども内部の現場努力としてできることは、これからも積み上げていきたいというふうに思っているところでございます。

山田委員

新たな変化があったということですが、その広告を申し込んだという会社名は言えますか。

（教育）新博物館開設準備室長

もう内定しておりますので、問題ないと思います。私ども博物館のイメージをできるだけ損なわないような広告、ずいぶんわがままなことなのですが、それでまずどういう業界が博物館のイメージを損なうことがないかとかというのを最初に考えていました。その結果、清涼飲料水メーカーというのは、清潔さを売り物にいたしますので、さほどそのイメージを崩さないだろうということで、清涼飲料水メーカーと、それを取り扱う自動販売機メーカーに御協力いただいて、プロポータル形式で展開したところでございます。9社に御案内いたしまして、8社に現地説明会に御参加いただきまして、そのうち7社の応募がございました。その中でコカ・コーラが3年間200万円の広告を蒸気機関車のフェンダー部分、蒸気機関車の石炭車の部分ですが、その石炭車の側面部にあまり派手にならないように御協力させていただきという申入れで、私どもは喜んで受けると答えさせていただきました。

山田委員

本当におめでとうございます。本当に私も質問のかがありました。そういった意味で、まだまだ私は本当にそういうような広告料収入を上げる手法はまだまだあると思います。新博物館開設準備室長、また努力されて、黒字が出るように頑張ってくださいと思います。

成田（晃）委員

商店街の空き店舗について

私の方から経済部所管の質問をさせていただきますけれども、商店街の空き店舗がかなり目立っている部分があるのですけれども、小樽市内には幾つかの商店街があると思いますけれども、わかる範囲で教えていただければと思います。

（経済）本間主幹

空き店舗の状況についてであります。空き店舗調査をやっております。これは中心部のいわゆる本市の3商店街として、都通り、サンモール一番街、花園銀座各商店街、また、中央通りを挟んで都通りの対面にあります都通り梁川商店街、そして駅前にある第一ビル、第二ビルの商店街、合計六つの空き店舗調査を行っております。直近の調査、今年の5月ですけれども、空き店舗数として21店舗、率といたしましては7.8パーセントとなっております。これは、前年の同月調査と比較いたしますと、店舗数で4店舗の減少、率で1.5パーセント改善がなされております。この要因といたしましては、特に都通り商店街が昨年8店舗あった空き店舗が、今現在は4店舗というように改善されているところが大きな要因と考えております。

成田（晃）委員

このほかに商店街機能している地域というのは、入船とあの辺の商店街というのは、カウントしていないのですか。

（経済）本間主幹

入船は市商連傘下の商店街でありまして、年間4回の大調査といたしますが、そういった調査の中では実態を把握してはございます。

成田（晃）委員

今調査されている商店街の中で、ここに住まいされている店舗と住まいされていない店舗があると思うのですが、それぞれ皆、住まいされていないのですか。

（経済）本間主幹

空き店舗となった後の使われ方ですけれども、いわゆる特に国道沿いの商店街では、店舗兼住宅という形が結構ありまして、空き店舗となった後も奥の方で住まいをしている場合には、なかなかやはり貸し出すということにはなりにくいということで、同様に 2 階の部分に居住している場合とか、さまざまな形態がありまして、空き店舗の後の住居になった部分ということも押さえはしております。

成田（晃）委員

住居として使用している場合でも、空き店舗としてのカウントはされているということですか。

（経済）本間主幹

住居となっている場合には、営業しておりませんので、ただ住居として使っていますから、空き店舗にはカウントしてはおりません。

成田（晃）委員

空き店舗となった要因というのは、後継者の問題があって、そういう空き店舗にならざるを得なかったのか、それとも営業不振で空き店舗になっていったのか、その辺の把握はされているのですか。

（経済）本間主幹

空き店舗になる要因については、さまざまなことが考えられます。大きな要因としましては、店主の高齢化による問題、また後継者の不足。また、中心部の商店街におきましては、そのような状況もありますけれども、特に売上げの低迷によりまして、家賃負担といいますが、固定費部分の負担が多くなって、店を閉めざるを得ないというような状況もあるように把握しております。

成田（晃）委員

店舗の中でも、自分の持家ではなくて借家として店舗をやっていた、営業していたという面では、そういう借家料を払わなければならないことから、そういう状況に陥る場合もありますね。それとこの空き店舗の中で、営業活動を続けてもらうのにいろいろ支援してきたと思うのです。そういう実績というか、その内容というのは、わかりますか。

（経済）本間主幹

空き店舗対策支援事業としては、家賃助成ということで、これは直接個店に出すわけではなくて、あくまでも商店街に、必要な業種・業態を導入する場合において、商店街の活性化を目的として商店街の方に支援しているという制度でありまして、平成 9 年度に既存商店街の振興対策として、道内で先駆けて創設いたしました。当時は、家賃 10 万円で 1 年間補助ということですから 120 万円の補助ということで、制度を使っていただきました。その後平成 12 年度から 15 年度にかけては、年間 10 数件の実績がありまして、当初予算では足りなくて補正予算で対応させていただいているような状況もあります。ただ、財政状況が厳しい中、この事業につきましても見直しを行っております。現在は家賃 5 万円が限度で 3 か月の助成ということにしております。ただ、昨年度の実績といたしましては 1 件ございます。都通り梁川商店街のケアカフェ「たんぼぼ」という店がありまして、このケアカフェという意味なのですが、薬物障害とか、アルコール障害とか、そういった方たちが社会復帰して自立するための支援として、ケアカフェということで営業しておりまして、現在は、そういった方たちだけではなく、商店街のみならず地域の交流の拠点として、ミニコンサートとか、いろいろな催しを行っております。商店街の活性化にもかなり効果の高い拠点となっております。

成田（晃）委員

月10万円だから1年間で120万円ですね。それが半額になったということですから、現在この制度を利用し、助成になっているのは1店舗だけですか。

（経済）本間主幹

平成18年度の実績としましては、1件ということでございます。

成田（晃）委員

これからもこの制度というのは、続けていただける状態になっているのですか。

（経済）本間主幹

平成9年度にさまざまな商業振興策を立ち上げて支援してきた中で、唯一残しているのは、この空き店舗対策支援事業でありまして、内容等はかなり縮減しておりますけれども、引き続き商店街の方からも要望がございますので、この制度につきましては、今後とも継続していきたいというふうには考えております。

成田（晃）委員

やはり商店街が機能していく中で、こういう事業というのは大切な取組であり、それと市民も一緒になって、行政にはそういう手を差し伸べていくことに協賛していただいて、参加してもらえよう制度というのは、大事にしていかなければならないと思うのですけれども、その中で今年の新規事業の予算をつくっていますね。にぎわう商店街づくりに支援する事業費として出ていますけれども、この目的と支援内容はどのような状況なのですか。

（経済）本間主幹

新規事業として、今議会に提案させていただいておりますにぎわう商店街づくり支援事業でございますが、先ほどの空き店舗同様、平成9年度にさまざまな振興策を立ち上げて、商店街の支援に努めてまいったわけですけれども、財政状況が厳しい中、かなりの事業をスクラップしてまいりました。そうした中で、商店街側からの声といったしまして、空き店舗の増加とかによります賦課金がなかなか入ってこないということで、財政状況が商店街も厳しい。やりたい事業があってもなかなか手がつけられないのだという声は私どもの方にも届いておりまして、やるならば、独自性のある事業といえますか、商店街がみずから企画立案してみずから行う事業に対して支援をしていこうということで、今回、にぎわう商店街づくり支援事業として、従来、助成率につきましても2分の1で行っていたわけですけれども、それにつきましては3分の2の助成率ということにしております。今までの振興策というのは、どちらかと言えばハード・ソフト両面において行政が指導してつくりまして、商店街の方にこれを活用して振興していただきたいということだったわけですけれども、今回の事業は、一つには中心市街地の活性化が目的ということでありまして、中心市街地に属する商店街の多くが加盟しておりまして、小樽市商店街振興組合連合会、市商連と略しておりますが、この市商連に加盟している商店街を対象に、独自の事業を企画立案していただいて、それに対して支援をしていくという内容でございます。

助成率は先ほど申し上げましたように3分の2で、限度額としては70万円。今年度は240万円の予算を計上させていただいているところでございます。

成田（晃）委員

この事業を立ち上げて何件か問い合わせや内容について聞きたいという話がありますか。

（経済）本間主幹

この事業の中身につきましては、先般の商工会議所の商業委員会、また市商連の理事会等にも説明を求められましたので、その概要について説明をしているところであります。

また、個別の商店街からも事業の内容の趣旨を御理解いただいておりますので、秋口に向けて、ぜひとも考えていきたいというような要望が商店街から出されている状況です。

成田（晃）委員

今、小樽市の商店街の中で、大変な状況というのわかるのですけれども、市の支援するこういうものを表に向けることも、やはり中心市街地の商店街の意識にも少しかわってくるのではないかと、そういう意味もあって、今回、期待していますので、ぜひ大きく P R をして、商店街の活性化に結びつけるようどんどんやっていただきたいと思います。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

秋元委員

公明党の秋元です。この 4 月の選挙で市民の負託を受けまして議員に当選させていただきました。議員になったといっても、財政問題や行政全般に対しては、まだまだわからないことがたくさんございますが、しっかり勉強しながら議員としての職責を全うしてまいりたいと、このように決意しております。理事者の皆様には、何かとお世話になります。今後とも御指導よろしく願いいたします。

北海道新幹線について

初めに、北海道新幹線に関しての質問をさせていただきます。

御承知のとおり新青森と新函館を結ぶ北海道新幹線は、平成17年に工事が着工され、平成27年の開業を目指して事業が進んでおります。一方、北海道新幹線は、新函館までの早期完成はもちろんのこと、札幌までの延伸が道民の大きな願いとしてクローズアップされ、札幌延伸を求める運動もますます熱が入ってきたと理解しております。当然のこととして新幹線建設促進の小樽期成会も、山田市長を中心に力を注いでおられると伺っておりますが、このことに関して基本的な点で何点か質問をさせていただきます。

初めに、北海道新幹線は小樽を経由いたします。すなわち新幹線を生かしたまちづくりが極めて今後大事な政策課題になるものと考えますが、この新幹線を生かしたまちづくりについての考えをお聞きます。

（総務）新幹線・高速道路推進室長

新幹線新小樽（仮称）駅の計画でございますけれども、今、委員の方からお話がありましたように、あくまでも札幌までの延伸があって初めてその効果があるということで、私どもは昨年12月に、新幹線の開業によってその効果を発揮させるという新小樽（仮称）駅周辺整備構想を生かしたまちづくりの考え方を示いたしました。

まず 4 点ございまして、基本的には小樽を訪れる観光客が非常に大きな経済効果をもたらしているということが一つございます。そういった中で、道外から訪れる小樽の観光客につきましては、東北地方からの観光の見込みは市内では 1 割にも満たないといった状況でございますので、新幹線の開通によりまして、東北地方と交通アクセスの点では、利便性が著しく上がるということで、観光客も増加、交流人口の増加も見込まれています。

それから、これまで航空機に頼りまして、新千歳空港を起点といたしまして、登別・洞爺湖方面から回っていた観光ルートが、新幹線新小樽（仮称）駅の開業に伴いまして、余市・積丹半島周辺地域の観光ルートを新たにつくるといった考え方で整理をしております。

それから、当然新幹線の新駅を起爆剤といたしまして、今、天神地区に予定されております新駅の交通結節点としての機能をどう高めていくか、それから周辺地域とどう高めていくかという観点で、そういった考え方で、望洋台地区の未利用地の土地利用なども含めて、周辺の土地利用ということで考えてございます。

それから、小樽港につきましては、重要港湾でありますことから、当然中国、ロシア、環日本海という観点で、海外からの連絡ということで、重要な役割を担っております。といったことで、新小樽（仮称）駅と小樽港を連結するという、そういった考え方を基に、新小樽（仮称）駅を生かしたまちづくりの考え方を示しているところでございます。

秋元委員

わかりました。いずれにしましても、新幹線は、経済、産業、生活の面でも大きな影響を与えるものでありまして、今後とも全力で札幌延伸を求める運動に取り組むべきだというふうに考えております。

2 点目の質問をいたします。

このたびの機構改革で、総務部に新幹線・高速道路推進室を新たに設置いたしました。その設置目的と役割をお示しく下さい。

総務部長

新幹線・高速道路推進室という大変長い名前の組織がこの 6 月に立ち上がりまして、これはもう、今、御意見なり御議論がありましたとおり、北海道新幹線をめぐる動向というのは、まさに今、札幌延伸も含めて正念場になっていまして、特に北海道の分野というのは地域間競争ですから、我々がいかにかこの新幹線に対する北海道側への意志というか意欲というか、そういうものをやはり見せていかなければ、ほかの地区との差別化を図れない、そんなこともあって、沿線の道内各都市は、もう既にいろいろな組織をつくってかなりやっております。そういう意味では、小樽市は少し遅れましたけれども、これまでは企画政策室の広域行政という担当の中で主幹、主査がおりましたので、その中でやっておりましたけれども、今回からこういった形で、ネーミングをきっちり、新幹線と高速道路という形にして、専門スタッフによる体制を整えて、本市のある意味では新幹線に対する意欲を示している。もう一つ、高速道路の関係も、御承知のとおり札幌自動車道朝里インターチェンジに、既に東日本高速道路の小樽工事事務所ができておまして、こちらとの調整ももう必要になってまいりますので、そんなことも含めて私どもの体制を整えて意欲的に進めていきたいと、そういうつもりで立ち上げたものでございます。

秋元委員

続きまして、小樽市は、昨年 12 月に北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺整備構想がまとめられて、市民、関係者に周知されておりますけれども、この構想の目的についてお知らせください。

（総務）新幹線・高速道路推進室長

先ほども内容について話させていただきましたけれども、今、総務部長から話がありましたように、基本的にあくまでも着工して 3 年がたちまして、既に新函館（仮称）駅から札幌駅までの間の駅部調査とか、そういったものがある進められております。そういった中で、新小樽（仮称）駅が開設した場合、新幹線を最大限に活用できるような駅周辺を含めた土地利用の構想とか、必要な施設とか、道路アクセスなどの事前にまちづくりの方向性を示す構想を盛り込んで策定したものが、昨年 12 月に示した部分といったものでございます。あくまでも北海道新幹線を活用したまちづくり、駅周辺地域の土地利用構想、それから新幹線を生かすための機能整備、それから駅と周辺の整備、それからアクセス道路等の整備ということでまとめさせていただきました。

秋元委員

今、御説明いただいたこの構想なのですけれども、この構想を周知していない現段階で、関係者や市民の方からの反応や意見などは、どのように集約されておりますか。

（総務）新幹線・高速道路推進室長

この構想につきましては、市のホームページに一応掲載いたしまして、市民周知等を図ったことが一つございます。

それと北海道新幹線札幌延伸を強く願う小樽期成会、商工会議所が主体になってございますけれども、商工会議所のお招きを受けて、こういった構想を議論した経緯がございます。なおかつ中小企業家同友会小樽支部の要請を受けまして発表させていただきました。そういった中では、まず、市民の方から一応構想が欲しいということで、ホームページから構想を 10 数件お配りしたことがございます。また、内容については、具体的に今どうこうということはありませんでした。

それから、商工会議所の説明会では、さらに周辺の土地利用とか、そういったことも今後検討していくべきだろう。

それから、中小企業家同友会につきましても、早いうちに市民に周知していった方がいいのではないかと、そういう動きがお話の中で現在進んでおります。

秋元委員

今回の構想の中で、天神地区の駅前整備構想、あくまでもイメージになっておりますけれども、これをより具体的な計画にするためには、いつごろまでにどのような内容で検討を進めていくのか、方向性について考え方を示していただきたいというふうに思います。

（総務）新幹線・高速道路推進室長

先ほど説明いたしましたけれども、本年度に、鉄道建設・運輸施設整備支援機構が駅部の事前調査を行いまして、現地の詳細の測量等を詰めていきます。そういった中で、私どもが示しました駅周辺整備構想、こういったものとの整合性を図るという作業が一つあると思います。

それから、今後、事前調査が終わった後に、駅部調査というのがたぶん引き続き行われていくこととなりますので、そういった構想と調整していくという作業。それから、私どもといたしましては、今後の天神町会とか、そういったまちづくりの関係の団体とか、企業の方たちと、いろいろな情報交換をしながらまとめていきたいというふうに考えてございますので、時間的には平成20年、21年ぐらいである程度方向性が見えていくと、出したいというふうに考えております。

秋元委員

北海道新幹線に関しましては、一日も早い札幌延伸に向けて、今以上に官民一体の運動が重要と思っております。今後の運動の進め方と決意をお聞かせください。

（総務）新幹線・高速道路推進室長

私どもといたしましては、あくまでも先ほども言いましたように、地元の北海道新幹線の札幌延伸を強く願う小樽期成会と後志・小樽期成会、それから北海道とともに、これまで以上、より具体的な、構想ではなくて計画案を示しながら中央の方に要望していかなければならないというふうに考えてございます。今お話がありましたように、本室も山田市長をはじめ期成会の方たちと中央の方に春の要望という形で行ってございまして、秋に向けても要望活動を続けていきたいというふうに考えてございますので、皆さんと一緒に新幹線の実現に向けて、とにかくみんなと一緒に次につないでいかなければならないというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

秋元委員

一日も早い完成を私も願っている一人でございます。

教育委員会に質問します。

教育改革関連法について

まず1点目は、教育改革関連法案につきまして、教育長の見解を求めたいと思います。

去る6月20日に、教育関連法が参議院で可決いたしました。この内容は、学校教育法、教育職員免許法、地方教育行政法の改正法の3点が大きな柱で構成されているものであります。小樽市の教育や学校現場におきましても、大変に大きな影響を与える法律であります。この教育改革関連法の具体的な運用や細則などは、まだまだこれからのことであり、北海道教育委員会の指導の中で、小樽市も適用されていくと、このように思っておりますけれども、まず、この法についての小樽市教育委員会としての総括的な御感想をお聞きしたいと思います。

教育長

教育改革関連法に対する感想ということでございますけれども、国会ではこの法律を決めるに当たりまして、かなり余曲折したようでありますし、国民の中にも市民の中にも賛否両論があるということは、十分承知してござ

います。運用や細則については、国そして道教委から、これから出てくるものと思っておりますが、私はあくまでも小樽の子供たちのためになるように、そして小樽の学校教育推進のためにという小樽のいわゆるあおぼとプランの目標に基づきまして、心豊かに学び、ふるさとに夢と希望を持つ子供の育成に向けて、法令の運用について考えていく必要があるというふうに考えてございます。

秋元委員

ただいま説明のありました総括的な感想に加えまして、現在の小樽市の教育方針と比較して、この法案が成立したことに伴いまして、具体的にどのような対応や、それに伴う変化が考えられますか。

教育部川田次長

先般可決いたしましたいわゆる教育改革関連三法について、私どもの方で承知してございます概要について説明したいと思います。

まず、地方教育行政法でございますけれども、これにつきましては、教育委員会の責任体制の明確化、それから体制の充実、教育における地方分権の推進、国の責任の果たし方とか、私立学校に関する教育行政について改正を行ったというふうに承知してございますし、それから学校教育法につきましては、学校教育の充実を図るために義務教育の目標を定めて、各学校の目的とか目標を見直すとともに、学校の組織運営体制の確立のために副校長などに新しい職を設置するという形の改正でございます。

それから、教育職員免許法とか教育公務員特例法の関係でございますけれども、これにつきましては、教育職員の免許状に更新制を導入するということの指導が不適切な教員に対して人事管理に関する規定を整備していくというような改正を行うというふうに承知してございます。

秋元委員

この法律の実施に向けまして、今後、道教委の指導及び連絡調整が行われると思っておりますけれども、今後の主な課題とスケジュールにつきまして、わかる範囲でお示してください。

教育部川田次長

現在この法律の成立に伴いまして、道教委の方で対策協議会というのを設置したというふうには聞いてございます。その中でさまざまな課題が考えられると思っておりますけれども、道教委としても、この協議会の中で、そういったことをテーマに意見をいただきながら今後進めていくのだろうというふうに思っておりますので、小樽市教育委員会としてもその推移を見ながら、道教委の指示に従いながら今後も作業を進めていきたいというふうに思っております。

秋元委員

いじめ、不登校問題について

続きまして、いじめや不登校につきましてお聞きします。

21日の本会議でも質問がございましたが、改めて小樽市内の小中学校のいじめと不登校の人数に関しまして、質問いたします。

（教育）指導室主幹

まず、不登校についてでございます。

平成17年度、小学校17名、中学校59名、計76名となっております。

平成18年度、小学校17名、中学校65名、計82名となっております。

また、いじめについては、平成17年度、小学校が3件、中学校6件、計9件。平成18年度、小学校262件、中学校55件、計317件となっております。

秋元委員

平成17年度と平成18年度の数の差といいますか、かなり増えたというふうに感じておりますし、その調査自体が

かなり変わっているというふうにも感じておりますけれども、ただいま人数の報告がありましたけれども、その調査をし、認知の根拠になるべき定義についてお示してください。

（教育）指導室主幹

まず定義について、不登校とは「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により児童・生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にある」ということで、そういう要因で、「年間30日以上欠席した場合」に不登校ということになります。

また、いじめについてですが、平成18年度の調査からは新しい定義になり、いじめとは「当該児童生徒が一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」となっておりまして、より広く、いじめられたとする児童・生徒の気持ちを重視する定義となっております。

大幅に増えた理由につきましては、この定義が変わったことに加えまして、いじめが大きく取り出されたことにより、各学校で独自のアンケートや面談等を行ったことなどが挙げられております。

秋元委員

これらの今御報告いただきました人数の子供たちは、何らかのいじめに遭い、また不登校が現実に存在していたわけでありまして、その後の対応についてですけれども、この問題について、どのように対応しているのか、また具体的な事例もあればお答えください。

（教育）指導室主幹

不登校児童・生徒に対しましては、各学校において家庭訪問やスクールカウンセラーなどによる相談などの取組を行っております。

また、教育委員会では、学校適応指導教室や、相談窓口の開設、スクールカウンセラーの配置などを行っているところでございます。

また、いじめの防止に向けては、各学校で日常の子供たちの観察の強化や個別の面談、児童会や生徒会によるいじめ防止運動など、さまざまな取組を行っているところでございます。教育委員会としましても、いじめはいつでもどの子でも起こり得るという認識の下、指導の充実に努めてまいります。

秋元委員

今年の春に、このいじめや不登校問題で全国調査が行われましたけれども、小樽市内では北教組の反対があり、新聞報道もあって、ずいぶんと心配された父母や関係者もございました。これらの経過につきましても簡潔に説明してください。

（教育）指導室長

道教委が昨年12月に実施しました「いじめに関する実態等調査」につきましても、北海道教職員組合が道内21支部に協力しないように指導したため、小樽市においても小学校14校、中学校8校において調査への協力を拒否しております。市教委といたしましては、調査結果を指導に生かすことが大事であると説得いたしましたけれども、調査結果がどのように使われるのか不透明である、また調査によりいじめが早期に解決するのか、よく見えないなどと、協力をしておりません。拒否した学校におきましては、校長、教頭がアンケートの配布、回収を行っております。ただ、職員団体に加入している教員は、道教委の調査には反対いたしましたけれども、いじめ問題に対しては、解決しなければいけない重要な問題としてとらえておりまして、各学校でのいじめ防止については、指導体制の整備、それから家庭との連携など積極的に取り組んでいるところでございます。

秋元委員

本日の北海道新聞紙上でも、北教組のことが出てございましたけれども、引き続きこのいじめ、不登校問題に関しましては、解決に向けてさらなる対応をお願いします。

続きまして次の質問に移ります。

社会教育について

子供たちへの教育の基本は、学校教育はもちろんのこと、家庭教育や社会教育、いわゆる地域教育が極めて大事であると言われておりますし、私自身もそう思っております。そこで端的に伺いますが、この社会教育、とりわけ地域における教育のあり方と今後どのようなかかわり方が望ましいとお考えですか。

そして、現在、地域単位で取り組まれている具体的な事例と、さらにその成果について、わかる範囲でお示しく下さい。

（教育）指導室長

教育は、学校だけで行われるものではなくて、家庭や地域と一体となって取り組まなければならないものと考えております。そのため学校の教育方針などについては、十分保護者、地域の方々に説明するとともに、地域の方々や保護者の意見なども適切に学校教育に取り入れていかなくてはいけないと考えております。

それから、地域における活動ですけれども、地域におきましては青少年の健全育成を図っていく。例えば、新年の子供会、それから新入学を祝う会、それから夏休みのラジオ体操会、また町会での盆踊りとか、また町会でのお祭り、それから各少年団活動というものにも積極的に取り組んでおりますし、また地域において子ども110番の家、それから地域では子供の安全を守る活動、そういう活動が最近はとても活発に行われるようになってきているところでございます。

秋元委員

今、考え方が示されておりましたが、学校教育は当然といたしましても、家庭教育のあり方や地域教育のあり方は、極めて重要な教育課題であります。

そこで質問いたしますが、ある地域の町会主催の新入学お祝い会の案内を出すに当たって、学校に新1年生の氏名、住所、保護者の名簿をお願いしたところ、個人情報保護を名目に一切の名簿提出を拒否されたという事例がございます。このようなことは教育委員会の指導で行われているのか、お尋ねします。

教育部川田次長

新入学の部分に対して、町会がお祝いをしたいということで、学校について名簿を見てという形で、この間あったように聞いてございました。ただ、その名簿を出した場合に、この名簿がどのような形で使われていくのかというのは、やはり学校側としても不明でございますし、こういったいろいろなケースが今考えられますので、そういうことで学校から出すということについては、教育委員会としてはやめてほしいということで、学校に通知をしております。

ただ、地域があつての学校ということでございますので、大変御足労なのですけれども、教育委員会まで町会関係の方には来ていただいて、名簿の提出はできませんけれども、閲覧という形で新入学児童のお名前をお見せることはしてございますので、そのような取扱いで、町会の方にはお知らせしているところでございます。

秋元委員

今話したその地域というのは、子供の教育にすごく力を入れておまして、町会が積極的に子供の教育に取り組んでいる地域であります。今、重要視されている地域教育のあり方について真剣に考えて、また実践している地域でございます。ただ、いろいろと考えますと、教育委員会の今のお話ですと、名簿は提出できないけれども、閲覧はしても結構です。ただ、実際にその町会の会長とか、町会の役員されている方、やはりかなり高齢な方が多くて、実際その閲覧をしても、当然覚えることはできないですし、写すといつてもなかなかこれは大変な作業だというふうに考えております。その上で、やはりこの地域社会が、また社会教育が大事と言っておりますけれども、なかなかこの地域が行う行事に対しましては、積極的に名簿の提出をできないというこの考え方自体が、ちょっとどうなのかというふうに思いますし、個人情報保護というのは、これは非常に大事な問題だというふうに思いますけれども、今後このような問題が起きたときに、どういうふうに対応し、そしてこの地域の教育をしっかり推進していく

のかということに関しては、しっかり今後検討していくべきだというふうに考えますが、どうですか。

教育部川田次長

今、確かにいろいろ私も言いましたけれども、地域の助けがあつての学校でございますので、そういった考え方は本当に必要だと思います。又は、いろいろ保護者がおりまして、なぜ私の名前がわかったのかという話も当然でございますし、ですからそういったことは我々も十分注意をしながらやっていかなければならないと思いますし、市全体でもそういった個人情報の保護についていろいろと論議されてございますので、そういった審議を見ながら、いつも子供を中心にやはり考えていかなければならないというふうに思っておりますので、そういう観点でちょっと検討させていただきたいというふうに思っております。

秋元委員

円滑にこの地域教育が進むように期待しております。

学校給食業務の見直しについて

教育関係の質問は最後になりますけれども、行政改革の一環として、将来的に学校給食の民間委託も含めた給食業務の見直しが行われるというふうに聞いておりますけれども、その大きな理由とあわせて、今後の大枠で結構ですので、スケジュールを教えてください。

（教育）学校給食課長

今、学校給食の見直しの大きな理由、それから今後の大枠のスケジュールという御質問がございました。学校給食の見直しにつきましては、財政再建推進プランの課題項目でもあり、具体的にどう見直していくか、そういうことでございますけれども、現状、市の学校給食の体制といたしましては、2か所の共同調理場、それから6校の単独調理校、そういう体制で行っておりますけれども、とりわけこの2か所の調理場の人員の体制の関係があります。市としましては現業職は原則として不補充、そういった方針がございまして、これから正規調理員の定年退職が引き続いていく、そういう現況にございます。退職後のそういう欠員を埋めていく場合には、臨時職員による補充を行うというのが通例でありますけれども、そういった際に、例えば調理技術の継承とか、それからまたそういう人員体制に伴って、代替要員確保の問題とか、いろいろ人的な面で問題を持っている部分であります。そういった体制の面と、それからまた今の社会状況としまして、食の安全・安心というのが大変求められている状況でございます。とりわけ学校給食の関係につきましては、安全・安心な給食を供給するというのが原則的な使命でありますから、これからさらに衛生的な調理体制といいますが、そういったものも要求されていることだと思っております。そうした大きな観点をもちながら、具体的にはどう進めるかということになりますけれども、当面オタモイ共同調理場の調理業務について民間委託を先行して行って、財政的な面でも委託化によってメリットを生み出していきたい、そのように考えているところでございます。

それとスケジュールの関係です。今申し上げましたように、学校給食の実施責任は設置者であります市にございますので、市として給食の質を当然充実させていく、低下をさせていけない、そういった観点が当然必要でございますから、具体的に委託を想定しているのは調理業務ということになります。少し大ざっぱに言いますと、午前調理をし、午後洗浄をする。附帯的業務は細かくありますけれども、そういった点については委託をするということで考えております。現在、どういう範囲の部分を市が直営で行うとか、それからまた委託会社がどういう形で行うか、それと職員は当然、献立の作成や食材の購入、それから最後の検食に至るまでは、直営の栄養士をはじめとしてそういう体制で行っていきたく思っておりますので、そういった業務のかかわりで具体的にどういう内容になるのかそういった検討作業を行っております。この検討作業を行った後に、学校給食の関係者ということになりますと、校長会、それからPTA、それからオタモイ共同調理場管轄の学校の保護者の方々、実際に給食を食べているの方々、そういった方々に内容を説明し、よく御意見をいただき、また理解を得ていきたいというふうに思っております。そういった段階で、その基本的な考え方というのは、まとまってくるというふうに思っております。その

後は、市長部局の関係になりますので、近く基本的な方針を基に、業者選定の形に入っていくと思いますけれども、なるべく早い実施を目指していきたいと考えているところでございます。

秋元委員

小樽港の利活用について

続きまして、小樽港の利活用について質問いたします。

小樽市は何といっても港町です。港とともに栄え、港関連の経済産業が残した歴史的遺産は数えきれません。これからの時代がどのように変化していこうとも、この町にとって港はいつもまちづくりの貴重な資源であり、市民にとってはふるさとの象徴であり続けるものと思います。現在の小樽港は、残念ながらかつてのようなにぎわいや勢いはありません。その原因として、基本的には小樽港の背後に広い土地を確保するのがなかなかできないという地形的な制約のためであるとか、戦後の経済産業の拠点が太平洋側に集中したことにより、小樽港の地理的優位性が低下したことによるためだとか、いろいろ挙げられております。確かに長い間大変厳しい環境に置かれてきたわけですが、それでも暗い話、暗い話題ばかりだったというわけではありません。例えば、経済界と行政が一つになって、新日本海フェリーの航路開設を実現したことなどは、当時、到底無理だろうと考えられていたことを覆す力の結集がなし遂げたこととして、高く評価されております。そして最近では、何といっても中国とのコンテナ航路の実現ではないでしょうか。日本海の対岸諸国を相手にするなら小樽港もまだまだ戦えることを実証いたしました。そこで、このコンテナ航路の開設に至った趣旨といいますか、経緯についてお聞きしたいのですけれども、恐らく大変難しいものであったでしょうし、簡単なものではなかったというふうに思いますけれども、この開設に至った経緯をお示ください。

（港湾）企画振興課長

中国コンテナ航路につきましては、国際物流拠点としての小樽港の充実強化を図るため誘致を進めてきたものでございますけれども、この航路が開設されることによりまして、小樽港のさらなる発展と地域経済の活性化を目指すものでございまして、平成14年9月に開設されて以来、貨物取扱量も順調に推移してまいりまして、5年目を迎えた本年3月21日から週2便の寄港となったところでございます。

秋元委員

まず、コンテナ航路の誘致活動はいつごろから本格化し、なぜ中国航路を目指したのか、そしてどんなハードルがあったのか、お尋ねします。

港湾整備室長

小樽港のコンテナ航路の誘致活動というのは、たしか平成7年ぐらいから始まりました。それで当時は韓国との間の航路をターゲットとしたわけですが、ある意味、全国でももう既にそういった航路がどんどんと開設されている中で、後発組という感じもございましたので、なかなかうまくいかなかったという面があります。その中で、港湾部内部でプロジェクトチームをつくって、いろいろ検討した経緯がございます。そうした中で、どうもこれからは中国だという当時判断を下して、中国航路の誘致というふうに切り替えていった。そういった中で、ちょうど先ほど港湾振興室企画振興課長が申しましたように、平成10年過ぎに、神原汽船という苫小牧の方で中国コンテナ航路をやっていたところから、いろいろと市長の方にお話がございまして、それから今に至るまでの具体的な動きが始まって、本格的なコンテナ航路になったという状況でございます。

秋元委員

次に、コンテナ航路開設以来の取扱貨物について、輸出量、輸入量の推移と、それぞれ主な貨物は何なのかお聞きします。

（港湾）企画振興課長

取扱いの実績につきましては、実入りの20フィート換算の個数で申し上げます。平成14年9月からの開設でござ

いますので、4 か月分で輸出が268本、輸入586本、平成15年度が輸出1,091本、輸入3,173本、平成16年度が輸出1,929本、輸入4,687本、平成17年度が輸出1,987本、輸入が6,602本、平成18年度が輸出が2,458本、輸入が6,758本となっております。

主な品目につきましては、輸出が水産品、古紙、廃プラスチック、金属製品などでございまして、輸入につきましては、ホームセンター等で販売されている日用雑貨品、あるいは石材、それから水産品と、そういうふうになってございます。

秋元委員

ただいまのお答えでは順調に推移してきているようでございますけれども、今後の予測といいますが、目標については、どのようにお考えなのか。また、コンテナ貨物の増加には、どのような課題があるのかお聞きします。

（港湾）企画振興課長

このたびの増便によりまして、平年ベースでは、当面は2割から3割の増を目指しております。最終的には5割増し程度の貨物を目標といたしております。また今回、中国側の寄港地といたしまして、上海が週2回ということになっておりますけれども、これは上海が将来国際的な中継港となることを視野に入れて、航路の再編を行ったと伺っております、さらなる港勢の発展にも期待しているところでございます。

一方課題といたしましては、今後北海道で取り扱えるコンテナの個数に大きな伸びは期待できないという中で、先ほども出ましたけれども、太平洋側の港湾あるいは韓国釜山経由のトランジット貨物との競合が激しくなると、そういったことを予想しております。このため取扱貨物量を維持、発展させるためには、集荷活動、特に先ほども言いましたけれども、輸出が輸入の3分の1程度ということで、バランスがとれておりませんが、この輸出品の掘り起こしというのが一つ重要な課題になると思っています。

秋元委員

続きまして、小樽港と観光振興に関してでございますけれども、近年、大型クルーズ客船が小樽港に寄港する機会が増加しているというふう感じております。それに関連して質問します。

最初に、クルーズ客船の寄港地は、だれがどのように決めているのか。つまり船舶の所有者なのか、旅行企画会社なのか、そして地元としての誘致活動としてどのような行動をとっているのか、その辺の実態をお聞きします。

（港湾）企画振興課長

ただいまも出ましたけれども、船舶を運航する船社が行う自社クルーズというのがございます。一方、先ほど述べました旅行代理店が船をチャーターいたしまして行うチャータークルーズ、こういったものがございます。それぞれ今言ったような船社あるいは旅行代理店が寄港地を決定しておりますが、その際、小樽港がこれだけ選ばれているということは、小樽の観光の魅力というのも一つ大きな要素になっているのではないかと思います。

誘致につきましては、官民で組織する小樽港貿易振興協議会を中心にいたしまして、船社や今言っていました代理店に小樽側での受入れ態勢を示しながら小樽寄港の誘致を図っているほかに、北海道クルーズ振興協議会と共催いたしまして、外国の船社の運行責任者を招へいする事業などに取り組んでおります。一昨年招へいいたしましたオランダアメリカ社の大型クルーズ船が2009年に小樽港に寄港したいという打診がありまして、成果が表れているのではないかとそのように考えています。

秋元委員

続きまして、客船の寄港時には、歓迎行事など具体的に何が行っているのですか。多くの市民が歓迎行事に参加するような姿が望ましいのかというふうに感じますけれども、そのような仕組みになっているのですか。

（港湾）企画振興課長

小樽市としての歓迎体制についてでございますけれども、商工会議所あるいは観光協会、観光ネットワーク、また、おもてなしボランティアの会、運輸局など関係16団体で組織しております歓迎のための連絡会議というのを定

期的に開催いたしまして、歓迎内容の検討、充実に努めているところでございます。

受入れの具体的内容といたしましては、すべてこれを行うわけではございませんけれどもメニューといたしましては、入港時の歓迎訪船、滞在中の観光案内所の設置、船内でのおみやげ品の販売、地酒の試飲、Y O S A K O I ソーランの演舞、あるいは外航船であれば体験お茶会、そういったものを行っております。また出港時には潮太鼓の打演、見送り隊を編成いたしまして、日本のクルーズ船であれば紙テープを使いまして、先ほど御指摘のありました集まっていた市民の方と一緒に見送りを行う、こういった体制になっております。

秋元委員

クルーズ客船の寄港目的はさまざまであるかというふうに思いますけれども、基本的には観光や買物だろうというふうに思っております。小樽港に寄港するクルーズ船の乗客は、主にどのような行動パターンをとり、またどの程度の消費といたしますか、経済効果をもたらしているのか、調査結果などがございましたら、示してください。

（港湾）企画振興課長

乗客の滞在中の行動ですけれども、船内にとどまられる方、こういった方も結構おられるのですけれども、過去 5 年間の数字で、平均で見ますと 1 船当たり約 300 名の方が下船しております。そして、もちろん運河が近いということもありますので、徒歩による市内観光、あるいはオプションツアーがございまして、市内の名所めぐりとか、あるいは食事、ショッピングを楽しまれるということになっております。

経済効果につきましては、いろいろ数字は出されているのですけれども、一昨年港湾部で実施したアンケートでは、みやげ代、食事代、交通費等を含めまして、1 人 4 万 7,000 円程度の消費効果があるといったアンケート調査の結果になっております。

秋元委員

今後、小樽港への寄港を増やすために、小樽市自体の魅力を向上させることも大事ですけれども、例えば後志地域との連携も大切だというふうに考えますし、どのような今後対策が必要とお考えか、お答えください。

（港湾）企画振興課長

クルーズ船なのですけれども、朝入って、夕方にはもう出ていくということになっていまして、滞在、自由行動できる時間というのは、おおむね 5 時間程度しかないということがあるものですから、観光の範囲につきましても、かなりの制限を受けているという状況でございます。それに合わせて市内観光プランが中心になっているということで、これまでクルーズを特定して後志との連携という取組は特にしてきておりませんが、今御指摘もありましたけれども、今レンタカーを利用したドライブ観光というのも需要がかなり増えていくということが予想されておまして、これらを中心にして連携が必要になるのではないかと、そのように考えております。

秋元委員

かつて小樽港の港内に数えきれないほどの貨物船が停泊していた写真をよく目にいたしますけれども、古い時代のことですから、あのような光景を今に期待するのは無理なわけでございます。でも、港は船が出入りしてこそ港なのであって、ただ海が見えるだけの町を港町とは呼ばないというふうに思います。そうした意味で、時代の変化で貨物船の出入りが減ってしまったことは大変残念ですが、それでもフェリーやコンテナ船、そしてクルーズ客船が頻繁に出入りする光景も、港町小樽の貴重な財産であり、市民の誇りと観光資源にもなり得ると思いますので、これからも出船、入り船でにぎわう港町小樽のために知恵を絞り頑張りたいと、このように思っております。

委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 51 分

再開 午後 3 時15分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合に移します。

林下委員

民主党・市民連合の林下でございます。私もこのたび初めて質問に立たせていただきます。失礼な点がありましたら、どうぞお許してください。

教育振興費予算について

まず、教育振興費の予算について、先般、市長の提案説明の中で、遠距離通学の児童・生徒の安全を確保するためにスクールバスの運行拡大及び通学助成の通年化の経費を計上したとの説明がありました。私たちも、最近の社会情勢、それから通学時における事件や事故から児童・生徒を守るという視点や、子育て支援という視点からも大変重要な施策として評価しているところであります。これまでは銭函地区と長橋地区では、それぞれ関係するバス会社が P T A や学校などの要望に基づきまして、運行時間を学校の登下校に合わせて臨時便で対応するなどの協力をし、また安全指導やいろいろな対策でも特段の御協力を得てきたというふうにお伺いしております。そうした現状から、スクールバスの運行に当たって、通学の助成の通年化というのは、まず理解もできるわけでありますけれども、このたびバスを購入して、直営化というのは表現がいかがかと思うのですけれども、補正予算を組んで実施に踏みきった特段の理由は何なのかという点で、お伺いします。

教育部川田次長

現在、我が市において、通学距離が小学校は 2 キロメートル、それから中学校は 3 キロメートル以上で、各交通機関を利用している児童・生徒につきましては冬期間の助成をしております。

それから、その関係で今お話がありましたように路線バスをそれぞれ運行している会社については、臨時便の増設とか、そういった安全性のことで、非常に御配慮をいただいているということについては、十分承知をしております。ただ今回は、そのスクールバスの運行につきましては、先ほどお話がありましたように子供の登下校の安全確保というのが第一目的でございます。昨今、不審者が出没していたとか結構出ているという状況もございますので、子供の登下校時間に合わせてスクールバスを走らせるということで、そういった事故は未然に防げるのではないかというふうな考え方を一義的に持っているものでありますし、また、そういった意味で、保護者の負担軽減ということも考えて、今回のような措置になったということでございます。

林下委員

それでは、バスを購入して運行、つまり運転手の派遣を受けて委託をする方式とか、例えば運行経費なり管理経費なども含めて委託する方式とか、あるいは全く別な方式も考えられると思えますけれども、いつからどのような委託でこの事業を進めていくのかという点についてお聞きします。

教育部川田次長

今回、予算として提出させていただいておりますのは、バスを購入して、要するに運行については委託しようということでございます。と申しますのは、現在、小樽市の方でいろいろなバスがございまして、そのバスを活用して、そして新たにまたバスを購入するというふうを考えてございますので、こういったことで、バスの運転委託について予算を計上してございます。

この実施時期につきましては、今定例会でもし補正予算が可決されれば、それに伴いましてバスを購入いたしまして、運転手やバスが納品される期間といたしますか、大体予定では10月ごろを目途にやっていきたいと思っております。

ただ、これから各関係の学校とか、そういった部分の説明をしながら進めていくわけですし、バス会社との契約の関係とか、多々出てくると思いますので、10月からすぐスタート、必ずする形だと思っておりますので、御承知おきいただきたいと思います。

林下委員

理事者の皆さんもいろいろな形で勉強をして、こういう案をつくられて、今回、運転手の派遣という委託をするというふうに今理解をしましたがけれども、今回のそういう方式と例えば直接事業者に委託した場合の費用の試算とありますが、そういうものはどのような形になっているのか、お示しをいただきたいと思います。

教育部川田次長

具体的に今回5月に運行委託についての試算はしてございますけれども、委員のおっしゃるようにバスも含めて委託した場合の試算については、まだしてはございません。先ほどもありましたように、既存のバスがございますので、そのバスを活用することによって経費の節減を図れるという観点で、今回、運行委託についての関係で検討しているところでございます。

林下委員

試算をされて、こういう結論が出たのだというふうには理解をしていましたけれども、これからいろいろな形で、初めてこういう事業に取り組むわけですから、ぜひいろいろな形での検討をお願いしておきたいと思っております。

また、今後、学校適正化配置計画案なども含めまして、スクールバスの需要とありますが、要望というのが増加するのではないかというふうに思いますけれども、これまで協力していただいた事業者とか、あるいはそのような関係機関もあるかと思っておりますけれども、それらの機関との協議とありますが、経過について、差し支えない範囲で、お答え願います。

教育部川田次長

今まで路線バスの中で、スクールバスとか臨時バスを出してもらった業者の方とはそれぞれ話をさせていただいております。その中で、スクールバス自体については御理解をいただいております。ただ具体的に申し上げまして、やはりスクールバスを走らせることによって、路線バスを運行している業者につきましては、逆に言えば、その分だけ減収になるという部分がございますので、そういったことの御質問等は今までございました。今後こういった中では、そういった事業者と話し合いをしながら、今後はスクールバスの運行に関して進めていくというふうには思っております。

林下委員

先ほど通学距離は、おおむね中学校は3キロメートル、小学校は2キロメートルということで、自宅の前をバスが通っていく児童・生徒も、そこから歩いて通うと、小学校で言えば2キロメートル以内の児童がそういう形態になるかと思うのですが、例えば交通の環境が悪い、あるいは近くに人家がないところを通学するというような児童・生徒が、その前をバスが通過していくということで、ぜひ利用したいということが出てくるのではないということも想定をされるわけでございますけれども、そういった場合の対応についての御見解はいかがですか。

教育部川田次長

今、考えているのは、銭函と長橋のそれぞれの地区というか、新しく開発されたニュータウンみたいなところに児童・生徒が集中していますので、そこから運ぼうということで考えております。したがって、先ほど言いましたように、小学校は2キロメートル以上ということになってございますので、例えば、その沿線の子供を乗車させるという形になれば、その沿線の子供だけというふうになってしまいますし、そのほかの2キロメートル以内の子供はどうするのだという問題が当然でございます。ですから、私どもとしては、2キロメートル以上で、かつ50人以上の子供が住んでいる地区を対象にスクールバスを走らせるというふうに考えてございますので、2キロメートル以内の子供については、今までどおり徒歩なりそういった形の中で、学校まで通わせていただきたいというふ

うに思っております。

林下委員

私が、今回の質問に立たせていただいた理由は、やはり子供たちの安全にかかわる問題ということで、スクールバスについては、そういった点を十分に配慮をしまして、万が一事故とか、あるいは補償責任ということについて発生した場合は、十分な良識をもって対応していただくということが非常に大切だというふうには思っております。今後このことが小樽市の一つの事例の基本というか、そういうものになるとすれば、十分ほかの市町村でもスクールバスの運行というのは、たくさんやられている地域もあるというふうには伺いますので、十分検討されて、実施に踏み切っていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思えます。

港湾施設事業予算について

続きまして、港湾整備事業の予算について質問をしたいと思うのですが、これも定例会の冒頭で、市長は中国・ロシア対岸貿易の拡大を図るとともに、クルーズ船の寄港促進や港を生かした景観形成など、人、物、情報を交流するにぎわいのある港づくりを進めますというふうに表示をされたわけでありまして、今回、相当な金額に上る立入禁止さくの工事の助成が計上されておりますけれども、市長の考え方と、これらの施策との兼ね合いとありますが、そういった点について、港湾整備事業としての責任者の答弁をいただきたいと思えます。

（港湾）事業計画課長

このたびの補正予算に提案してございますコンテナヤード整備事業費につきましては、現在、コンテナヤードとして使っております港町ふ頭 2 番バースと港町 1 号上屋の間の約 2,500 平方メートルの用地に立入禁止のさくを設置する工事でございますが、この分につきましては、3 月から週 2 便体制になりましたコンテナの蔵置場を補完するという意味で、カラーコンテナの蔵置場として区画を設けて新たに活用しようというものでございます。

林下委員

これは直接関係ないのかもしれませんが、これらの立入禁止区域の防護さくの工事につきましては、アメリカの同時多発テロ以降、私の記憶しているところでは、平成 15 年ごろからこの立入禁止防護さくの設置が始まったというふうに記憶しておりますけれども、これらについてはテロ対策というような意味合いで、国の指示に基づいて小樽市としても設置を始めたというふうにお伺いしているわけですが、既に相当額この事業に資金が導入されてきたというふうに想定されるわけですが、これまでのこれらの事業に伴う総事業費はどの程度になっているのか。あるいはまた、これに伴う維持管理費はどの程度になっているのか、できれば年間ベースで、例えば維持費の場合はこのくらいかかっているという点について、お知らせ願います。

（港湾）事業計画課長

ソーラス条約に対応します制限区域の関係の工事費でございますけれども、これにつきましては平成 16 年度に港町ふ頭、中央ふ頭、第 3 号ふ頭など 5 ふ頭、16 バースにフェンスを回すという形の工事を行っておりまして、平成 16 年度で 3 億 6,200 万円の工事費となっております。それから、これに伴いまして年間に出る管理経費でございますが、ゲートの立上り警備や除雪、照明などの電気料など、平成 17 年度の決算額で 4,345 万 4,000 円となっております。

林下委員

ソーラス条約の話もありましたけれども、ソーラス条約の批准国として国の指導に基づいて、これらの事業を進めてきたということであるとすれば、交付税で措置されるべきものと考えますけれども、これらの事業に対する交付税は、この間幾ら交付されているのですか。

（港湾）事業計画課長

交付税につきましては、先ほど申しました平成 17 年度の部分でございますけれども、単純にこの分という形の算入ではないのですが、管理経費の 4,345 万 4,000 円にほぼ相当する額が交付税として算入されているという形になっ

てございます。

林下委員

そうしますと工事費に対する交付税の見返りはなかったというふうに理解をしていいのですか。ただいまの説明の中で、そうだとすれば、今まで市は非常に歳出の部分については、相当厳しくやってきているのに、入りの部分がどんどん削られているのだとすれば、市の施策にもいろいろな影響が出てくるというふうに考えますけれども、特に例えばアメリカとの取引実績とか、あるいはソーラス条約に基づいてこれらの防護さくを設置して、アメリカとの取引が増えたとか、いわゆるその経済効果というのは、どのように分析をされているのですか。

（港湾）事業計画課長

今、このソーラス条約に基づきます制限区域の設定につきましての事業効果ということなのでございますけれども、この部分につきましては、そもそも条約の趣旨でございます外航船舶の安全と港湾施設の保安強化という目的の下にやってございますので、これまでも外航船が小樽港に入っているわけなのですけれども、これのより一層の安全を管理者の責務として果たすという部分で設置しておりますので、一概に費用対効果、投資した分がすぐ金額にはね返るという形にはなってございませんが、港湾管理者として適切に安全管理を図っていくという観点で事業を進めてきております。

林下委員

その港をどんどんフェンスで囲っていくという事業が進められているわけですがけれども、このことによって、何かフェンスのどっちが内側か外側かということもあるでしょうけれども、市民側からすれば、そのフェンスの内側にいる人たちは、何か最近、治外法権的な行動が目立って、何か不法に中古車が占拠しているとか、あるいは飲酒をしながら平気で港湾の中を走っているというような話もあって、やはり治安上むしろ市民の目から見れば問題ではないかという指摘も、まんざら無視はできないのではないかというふうに私は考えています。そうした意味で、市民の安全や安心という立場や市の経済効果という意味で、先ほどお答えがありましたけれども、本当にこのことによって担保をされているのかという見解について、逆に言えば市も被害者なのかもしれませんけれども、もし思いがあればお聞かせ願います。

（港湾）港湾整備室長

まず、ちょっと先ほどの御質問にさかのぼる部分も若干出てくるかと思うのですが、まず基本的にその国際条約に基づく対応というのは、国際貿易港として続ける限りは、国際的な義務なわけです。これをやらなければ要するに国際貿易港をやめるということなので、そういう意味では、やらないときのマイナスの効果というのは、もう大変なマイナス効果になると思うのです、港町として、もう国際貿易をやめるということですから。その意味では、やはりある意味義務としてやらざるを得ないということがある。ただ、それが国と地方で、ではどうふうにやっていくかという問題になるわけですが、先ほどの3億数千万円という、その3分の2は実は国費が入っているということで、すべて市が持ち出しているわけではないということ、まずこれを話しておかなければならないと思います。

それと、これによって小樽港の保安上の効果がどうであったかということなのですが、長い間ずっと港湾の秩序の関係というのを見ていきますと、実は世界的に見ても日本の港湾というのは非常にルーズだったという部分があるのです。外国の港湾というのは、基本的には一般の人が立ち入りできないようになっている。いわゆる交流の空間、市民が開放されている空間というのは、いわゆるインナーハーバーと申しまして、既に港湾の物流機能を失って、新しい地区に全部移転してしまった後の本当は跡地なわけなのです。それがほとんどなのです。そういう意味では、今、小樽港がやろうとしていたことと申しますが、ソーラス条約に対応をしたことによって、私は確実に港湾秩序は高まった。つまり一般の方にとっては、今まで正直言って日本全体がそうだったのですけれども、ルーズな対応だったのでどこへでも入れたと、そういうメリットがあったのでしようけれども、港湾の秩序を維持する、

管理するという意味では、今の方がむしろ望ましい姿になっているのではないかと。ただ当然ながら、今のこういう一般の市民の方々が水辺に親しむということに関しては、我々も決して否定するものではございませんので、港湾活動に支障のないそういう箇所については、できるだけ積極的に開放していこうという基本的な姿勢に変わりはありません。

林下委員

大変丁寧に説明をしていただいたのですけれども、やはり私は当然その国際的な義務を負う、商業港としてのやらなければならない当然の事業だとしても、これらのソーラス条約というのは、どこまでやれば満たされるというか、どこまでやればこれでいいのだという、何か基準はあるのか、あるいはこういう施策をこれからもどんどん続けていくとすれば、やはり国のそういう施策との絡みで、国の交付税みたいな形での還付はもうなくなるのか、その辺についてお伺いします。

（港湾）事業計画課長

ソーラス条約の適用範囲を際限なく広げていくということではなくて、一定の要件としては、目安なのですけれども、外航船の入港隻数が年間12隻というのが一定の目安となってございます。ですから、一つのバースに12隻ということですから、小樽港、今、対応しているバースが16バースございますので、一定程度空きバース、水深の問題もあるのですけれども、そういったもので接岸する場所を誘導することによって、むやみにこの地区を拡大することではなくて、管理者としてもむやみに拡大することについては、経費もかさむことになりますので、当面この今の体制の中で進めていきたいというふうに考えております。

林下委員

今いろいろ御説明をいただきまして、おおよそのことはわかったのですけれども、冒頭に申し上げましたように、市長の決意といいますか、説明とはどうもこう裏腹に、先ほど日本の港はルーズだと、国際的にも批判があるというお話もありましたけれども、やはり私も子供のころから港で遊んでいた。あるいは人と、例えば外国人と英会話ができるとか、そんなイメージが非常に残っておりまして、市長が言う、人、物、情報、交流のにぎわいのある港をつくりたいということには、非常に私は感銘を受けたわけなのですけれども、そういう観点で、これからどういう形で港を運営していくのかというお考えがあれば、お示し願います。

港湾部長

ただいまのお話でございますけれども、基本的には、私ももそのように考えているわけございまして、港湾活動に支障のない範囲であれば、やはり国民の税金でこうやって港湾施設を整備してきているわけですから、そこを拒否するというわけにはいかないわけでございます。したがって、今の状況の中では、やはり多くの市民の人たちに親しんでもらうというのは、基本的にはそういう考え方でございます。ただ、一方では、日本国としてそのソーラス条約に加盟して批准をしているというその立場上、世界共通の考え方の中で、やはり国内法を整備して、それに基づいた施設整備をしていかなければ、逆に日本の港の中に、いわゆるそういった国際の貨物船、貿易船が入港できないという格好になるわけでございます。そういった意味からも、それはそれとして整備してまいらなければ、逆に小樽港の振興のためにもならないわけでございますから、最低限のことはやって、これ以上必要のないことは、もちろんやりませんけれども、それはそれとして、基本的には、何度も申し上げますけれども、港湾活動に支障のない範囲で、やはり親しんでいただくような港づくり、そういったこともこれからのビジョンとして当然持ってまいりたいと、そのように考えてございます。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

吹田委員

標準宅地鑑定評価委託費について

まず、総務費に徴税費、賦課徴収費がありまして、今回、標準宅地鑑定評価委託費というのがありますね。この委託費につきまして、内容をお尋ねしたい。

（財政）資産税課長

委託費の内容でございますけれども、土地の評価替えというのは3年ごとでございます。平成6年度の評価替えからは、標準宅地の適正な時価を求める場合は、地価公示価格、又はそれは当然不動産鑑定士による鑑定評価価格、そういったものを活用することになってございます。これに基づきまして、市内全域の路線価を設定いたしまして、1筆ごとに土地を評価するというをやっております。今回、提案申し上げます業務につきましては、平成21年度の評価替えに向けまして、標準宅地の鑑定評価の業務と、これは507地点程度予定してございますけれども、これを不動産鑑定士の方に委託する業務内容でございます。

吹田委員

毎年度、一応こういう名称の後ろに、価格時点修正委託料というのがございます。それはどういう内容になりますか。

（財政）資産税課長

価格修正の御質問でございます。評価替えは3年ごとでございますけれども、平成9年の税制改正から地価に下落が見られる場合、簡易な方法で価格を修正できるといった特例措置が設けられてございまして、これによりまして、推計を行いまして、この下落の修正の状況を把握しているところでございます。

吹田委員

土地評価システム業務委託料というものが、これが委託費というより委託料だと思うのですが、この委託料というものがございまして、これについて本年度も予算的には714万円ほどの金額が出ておりますけれども、この内容はどのようなものなのでしょうか。

（財政）資産税課長

委託料の委託業務内容でございますけれども、平成21年度のその評価替えに向けまして、土地の不動産の市場あるいはまた土地価格の形成要因、こういったことを分析いたしまして、市内全域にわたりまして、その路線価の評価の基礎資料を作成するといった業務でございます。

吹田委員

このシステム業務委託料につきましては、債務負担行為という形の言い方をされておりますけれども、一応年度ベースで、平成18年度、平成19年度、平成20年度で2,992万5,000円ほどの予算を当初立てまして、それで平成18年度で一応997万5,000円の予算を当初立てて進めている。これが今年度714万円という大幅に少ない金額で計上されたのは、それは全体的な量としては、こういった形の中でこういうものが出たのか、その辺の事情を聞きたいと思いません。

（財政）資産税課長

減額になった理由についてでございますけれども、平成18年度にこの委託契約するにあたりまして、指定登録業者の中から、道内で業務実績のある業者2社でございますが、ここから企画提案方式ということを導入したことが一つあります。

それと、また大きな部分では、業務の一部、この企画提案している中でいろいろ話合いをして、業務の一部を職員が直営で行うといったことによりまして、今回3か年合計で約650万円ほど減額になったといった状況であります。

吹田委員

これは業務委託につきましては、入札方式でされたのですか。

（財政）資産税課長

これにつきましては、入札というよりも随意契約でやってございます。企画提案方式を導入した後に、随意契約といった形になります。

吹田委員

私たちは、そもそも基本的に入札ですので、ある程度これは予測された数字として、当初予算を組むのか、2,992万円がついていますね。ですから、こういうふうに金額が大幅に変わるというのは、当初の予算の組み方自体に何かもう少し精査すれば、最初から予算がこうして下がった形でできたのか聞きたいのですが。

（財政）資産税課長

結果的に、私どもの方でもいろいろ工夫と申しますが、経費を削減していくといった観点からいろいろ話し合い、そして工夫した結果、こういうことになったということでございます。

吹田委員

それでは、この今回の標準宅地鑑定評価委託費、平成19年度のものついて、3,450万円ほどの金額ですけれども、これについては、入札方式でやっているのですか。

（財政）資産税課長

標準宅地鑑定評価委託費の方の業務委託の内容かと思われましても、契約方法といたしましては、道内の不動産鑑定士の大部分が加入してございます社団法人北海道不動産鑑定士協会というのがありますけれども、ここを通じまして不動産鑑定士を公募してございます。そういたしまして、その中から7名程度選定いたしまして、その方が所属する不動産鑑定登録業者と随意契約するという予定になってございます。

吹田委員

この金額の積算については、その人たちにというか、本年度は大体お願いするような形の随意契約でございますけれども、この随意契約の中に金額的には予定の金額というのは、大体似たようなものが組まれているのか、それとも大幅にまた予定した金額より下がる可能性があるのか。

（財政）資産税課長

予定価格の関係でございますが、これは507地点というのを一つ押さえておりますので、それに係る単価でございますが、1件当たり6万4,800円で組んでおります。これは平成19年1月1日時点の地価公示鑑定料、これは国土交通省の基準に基づいてございますけれども、この金額に準拠している状況でございます。ですから、決算として変わらない数字になろうかと思っております。

吹田委員

いずれにしても3年に1回ですか、平成21年まででございますけれども、なるべく、これについても、不動産鑑定士の団体を含めていろいろ検討いただいて、なるべく費用が規定料でいくようにしていただきたいと思いません。

職員定数について

職員の定数にかかわって質問します。

今、市の職員の雇用形態における職種、雇用形態にかかわって、どのような状況、職員がいるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

（総務）職員課長

雇用形態という御質問ですけれども、一般のいわゆる正規職員、それから非常勤の特別職と言われます嘱託職員、それから臨時的任用職員ということで、一般に言います臨時職員ということで、大きくは三つに分かれているかと

思います。

吹田委員

現在、例えば臨時職員、言い方からすると非常勤職員、この辺については、この処遇というのは、どういう形になっているのですか。例えば、今、期末手当の関係で13億 8 千万円の部分が話題になっていましたけれども、そういう問題も含めて、どういう処遇になっているのかお聞きします。

（総務）職員課長

臨時職員につきましては、いわゆる期末手当、勤勉手当といいます一般に民間で言いますボーナスというようなものは出してございません。

それから、嘱託職員につきましては、いわゆる我々職員と違って、ちょっと計算方法が違うのですが、期末勤勉手当ということではないのですが、若干のボーナスとまでは言えないのですが、そういった年末の手当というのは出してございます。それ以外に、あと通勤手当等につきましては、臨時職員もそれから嘱託職員につきましても出してありますけれども、あと通常の我々の給料に相当するものにつきましては、臨時職員につきましては賃金で出ておりますし、それから嘱託職員につきましては、報酬で支払をしている、そういった状況でございます。

吹田委員

この定数にかかわっているのは、この臨時職員とか、それから嘱託の関係につきましては、雇用についての人数の制限というのは、どのようになっていますか。

（総務）職員課長

一般職員の定数条例的なものというのはございませんで、制限的なものというのはございませんで。これは地方自治法第172条第3項になりますけれども、こちらの方で、定数については、いわゆる正規職員について定めるということで、臨時職員と嘱託職員については、必要ないということがうたわれてございます。

吹田委員

民間的なことを考えると、職員数がどの程度かというのは、おおよそこれだけの人数が業務に必要と、やはり業務量という問題も含めて考える部分がある。そういう中では定期的な部分も必要だし、それから臨時的な部分も必要だし、そういう大枠の中で仕事をするのが普通ではないかと私は思いました。そういう部分のとらえ方が、ただ予算的に臨時職員の人数をこれだけにしますと各部でみていますが、こういうものにつきましても、私は業務量という総体的な部分をどのような時点でとらえて、やるのかということです。そういう中では、職員定数の問題として、こういうものについては、やはりある程度、一つの規則的なものがきちんとどこかに明示されたのではないかという感じでは考えております。この辺の問題につきましては、どのような形を基本的なものと考えてやっているのか、今後は、市の財政の問題、一般の問題として、人の関係の将来的なものはどういうふうになるのかという問題を含めて、やはり仕事量という業務量についての見直しも、今後やはり市民に対するサービスの部分でどのようなものやっていくか、業務量はどのようにやるか、それについてどの程度の費用負担、いわゆるその職員の定数も含めて、臨時を含めて、嘱託を含めてとなると、このように表示の仕方について、どのような実態を考えているのかという部分について、聞きたいと思います。

（総務）職員課長

委員がおっしゃるとおり、やはり市民サービスを低下させないようにしながら、一定の臨時職員なり、それから嘱託職員を配置してということで考えておりますけれども、ただ財政再建推進プランで述べておりますように、現在、原則退職者不補充ということで、基本的には職員数を削減するために職員を採用しないという方針を掲げております。そういった中で、やはり各部、それから各課にいろいろ実際のその仕事量も含めて、どれだけ人数が必要なのかというようなこと、そういったことをヒアリングしまして、その上で本当に必要なところにつきましては、

やはり臨時職員なり嘱託職員を配置するという考えであります。ただ、やはり財政状況もこれだけ厳しい中ですので、どんなに必要だからといいましても無制限に配置すればいいということにはならないと思っておりますので、その必要性の度合いをよく確かめながらそれで、本当に必要なところについては配置をする、そういった考えであります。

吹田委員

職員数については、財政の部分も含めて、市民サービスの低下をもたらさないような業務改革ということが必要だと思っております。ぜひそのように進めていただきたいと思います。ぜひそれをお願いしたいと思うのです。

全国学力・学習状況調査について

それから、続きまして教育の関係でお聞きしたいと思っておりますけれども、教育委員会で4月27日に実施しました就学児童のテストの関係で、この実施の状況について、どのような形で行われたか、その点についてお聞きします。

（教育）指導室主幹

今、議員がおっしゃったのは、平成19年4月24日に行われた全国学力・学習状況調査にかかわってでよろしかったですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

（教育）指導室主幹

このことにつきまして、まず小学校において、インフルエンザ等で実施ができなかった児童については24名おります。実施したのが1,017名でございます。中学校におきましては、インフルエンザ等で調査が実施できなかったのが51名、実施したのが1,038名ということになっております。

吹田委員

その実施におきましては、現場での教職員の協力というのはいかがでしたか。

（教育）指導室主幹

このことにつきましては、各担任又は教科担任が対応して実施をいたしました。

吹田委員

基本的に今回のこの調査につきましては、文部科学省が主導的にこれをされたのですけれども、今後結果が出てまいりますけれども、これにつきまして小樽市教育委員会としては、どういう形で活用しようとお考えですか。

（教育）指導室長

調査の結果につきましては、9月ごろを目途に結果が報告される予定になっております。結果の公表がありましたら、各学校、また市教委におきまして、どのようなところが定着しているのか、また、どの部分に課題があるのか、例えば、分母分数の加法がつかずにいるとか、図形の方は定着はしているのですけれども、小数の足し算、引き算が、つかずにいるのではないかという、その改善を図るためには、どういうところを指導計画で直していかなければいけないのか、また指導方法をどう改善しなくてはいけないのか、そういうことを明確にしまして、各学校が今後の教育課程に活かしていくことになっております。

吹田委員

私は、この結果につきましては、どのような結果が来るのか。例えば、各学校単位でこの内容の結果として文部科学省の方から来るのか。それともこの内容につきましては小樽市単位なのか、この辺についてはどのように示されるのですか。

（教育）指導室長

教育委員会に対しましては、各市町村ごと、学校ごとの各調査の結果が提供されます。当然、国においても各都道府県の公表もされるのですけれども、市町村教育委員会は、例えば小樽市教育委員会に小樽市の状況が提供され

ますし、各学校に対しては、各学校の調査結果が提供されます。ただ児童・生徒に対しましては、答案は返却されないのですが、学校を通じて設問等の正答、誤答の状況がわかる個票が返却される予定になっております。

吹田委員

この問題につきましては、やはり結果をある部分、保護者の皆さんもある程度知りたいというような感じがあるのでないかと思うのですが、そういう内容を皆さんにお伝えする可能性はあるのですか。

（教育）指導室長

公表につきましては、市町村、学校は、自己の結果を保護者等へ説明することができますとなっています。ただし、市町村名とか学校名を明らかにして、学校間の序列とか、過度な競争につながらないように配慮しながら結果について保護者等に知らせていきたいと考えております。

吹田委員

こういう結果について、小樽市教育委員会としては、どんな形で発表するかという問題と、それから今後もこういうものにつきまして行われると思うのですが、今後行われるであろうということを考えると、小樽市教育委員会としては、今後どのような形で取り組み、また、取り組むに当たっての何か問題点というのはあるのかと思うのですが、いかがですか。

（教育）指導室長

今回の全国学力・学習状況調査の目的が、現在、小樽市で進めています小樽市立学校教育推進計画あおばとプランで示している学習状況の把握と指導の改善の観点と重なるものでございまして、昨年度独自に実施した学習到達度調査に引き続いて、継続的に確かな学力の育成を目指して取り組む際に、貴重な資料ととらえております。今後も毎年、4月に文部科学省の方で全国学力・学習状況調査が行われる予定になっておりますので、それらを活用しながら、小樽市の子供たちの確かな学力の育成に取り組んでいきたいと考えています。

吹田委員

学校評議員制度について

続きまして、学校評議員制度というものがありませんけれども、基本的な制度と運用について、聞きたいと思えます。

教育部川田次長

この学校評議員制度というものは、校長が学校経営とか、それから活動に対して、地域の意見や助言を取り入れて、開かれた学校にしようという形で創設されたものでございます。小樽においては、平成16年7月から実施をされていまして、今、全校に学校評議員が置かれてございます。そういう観点から、できる限り幅広い分野から市民の方々を推薦してもらっている状況でございます。

吹田委員

この評議員は、各学校には何名程度、その選ばれている評議員の方々はどのような形のところからなっているのかということでお聞きします。

教育部川田次長

私どもの管理要綱の中では、5名を標準とするというふうにしてございまして、学校によっては4名のところもございまして、6名のところもございまして、ですから、ただいま5名の中で動いているという形になります。

それから、どのような部分で選ばれているかということですが、一般的に多いのはPTAとか校友会関係者、民生児童委員の方々、町会関係の方々です。そういった方々がやはり地域の実情に十分精通しているというふうな形の中で、そういった方々が推薦されてきているという状況が多いということでございます。

吹田委員

実際に数年たっておりますので、評議員制度をやったことによりまして、どういう形で効果なり学校の運営、そ

ういものについてあったのかということです。それでよかった部分、何か事例等がございましたら示していただきたいと思います。

教育部川田次長

一般的には先ほど申し上げましたように、学校経営の関係とか、それから一番多いのは、子供の安全確保、不審者対策とか、そういったことについて、地域の方々の御意見を得て、その解消に向けて取り組んでいるという事例は多々ございます。

先般の本会議の中で、教育長からも答弁しましたけれども、例えば、先般のいじめ問題等があった場合に、各学校の評議員会を開催して、そのいじめにかかわる問題意識の解消に向けて意見を聞いたり、そしてそういった評議員の方々の意見を取り入れて、いじめの解消に向けて取り組むという、そういった事例はございます。

吹田委員

この学校評議員制度の評議員の皆さんの資質が問われているのもあるのですけれども、私としましては、開かれた学校という観点から、子供たちのためにいろいろな議論をされております職員会議、これは各学校でやっていますね。その中に私たちが参加できないのかということ、考えていまして、職員会議が開かれ、いろいろ論議をしている中に、評議員の皆さんも参加して、いろいろな形で学校の運営等についても、よく知っていただければいい議論になると思うのです。その辺についてはいかがでしょう。

教育部川田次長

職員会議については、特段法令で構成員とか定まってはございませんけれども、ただ職員会議という名前のとおり、校長、教頭、それから教員を含めて学校における職員がやはり対象になると、法令の中では言われてございます。したがって職員以外の例えば、児童・生徒、保護者、学校評議員も含めて、そういった部分については、構成員というふうにはちょっとならないというふうに承知してございます。

ただ、学校評議員の性格上、校長が評議員の意見を当然学校経営に関して求めますので、そういったその評議員の意見、意思というものを、校長を通じて職員会議等に反映をされているというふうに理解してございます。

吹田委員

私は、やはりこの子供たちの教育にかかわって非常に重要な議論が職員会議の中でクローズアップされていると考えております。今の考え方としては、評議員が職員会議の構成員となることは、難しいということでございますけれども、私も、一般の保護者の皆さんがそこにいるというのは無理があると思いますが、この評議員という特殊な立場を考えたとき、私は、この評議員制度が5年や10年で終わると考えておりませんので、今後、検討できないかと、教育長として検討する考えはないかどうか、お聞きしたいと思います。

教育長

これまでも何度も話してございますように、学校教育というのは、学校、地域、家庭、それから社会、地域家庭とそれから家庭とこの三者が一緒になってやっているとございまして、職員会議につきましては、たしか10数年前に、中央教育審議会の答申にもございましたが、職員間の意思疎通、共通理解とか、そういうことが目的になってございますので、現在も学校の教職員、用務員も、時には含めて構成メンバーでやっているとございます。学校はあくまでも地域に開かれたというのを私たちは大前提にしておりますが、地域に開かれるからには、やはりそれぞれの学校は学校の機能を発揮していかなければだめです。評議員につきましては、評議員としての機能がございまして、そこでさらには家庭は家庭で、地域社会は地域社会で、まず自分たちの機能を十分発揮していただけるような、そういう活動を私は期待しているところでございます。最終的には、ですから職員会議は職員間、学校での思いをきちんと固めてほしいですし、学校評議員は学校評議員で、学校長から受けた諮問について十分話し合っていたいただきたいと思います。

今、盛んに言われておりますが、家庭ではどういう機能があって、どういうふう子供たちを育てていくか、そ

うというのが最終的には三つ重なって、三者連携、さらには評議員を地域というふうに含めました。そういう形で学校運営されるものではないかと思えます。ですから、今、委員がおっしゃいました学校評議員を中に入れるというのは、ぜひ校長に対して、たくさんいろいろな意見を言うていただく、それが校長の口から学校運営のあり方について十分反映されるような、そういう方途が今後望まれることではないかというに思います。

吹田委員

これについては、これからもそういうものについて検討していただきたいと思いました。

塾通いについて

続きまして、現在、小学校も中学校も含めて「塾通い」というのが大変盛んに行われているということで、私としては、この塾は無料ではございませんので、子育て世帯には児童手当が支給されておりますけれども、それでも家庭における子育てについては大変な費用がかかっております。

そういう面では私はやはり塾に通わなくても、学校で行う授業で、十分子供たちがしっかりとした学力をつけるということが必要であり、私は学校の教育がしっかりとすれば、「塾通い」は必要ないというふうに考えています。

そこで伺いますが、現在では、小中学校で塾に通っている子供たちはどのくらいいますか。

（教育）指導室主幹

平成18年5月10日に中学1年を対象とした学習到達度調査にあわせて行った生活学習意識調査によりますと、習字やピアノなどおけいこごとを除く、いわゆる学習塾に通っている生徒はおよそ36パーセントでございます。昨年の中学1年を対象にしております。

吹田委員

これにつきましては、もう少し学習塾の実態を把握していくことが必要だと思えます。私は、恐らく小学校でも塾が終了したあとと夜間に帰宅することになっていると考えられることから、児童生徒の生活実態との関係で、もう少し調査が必要だと思うのですが、このことについて、今後どのように教育委員会では実態の把握をしようと考えていますか。

（教育）指導室長

ただいま主幹の方から話させていただきましたのは、中学1年のごく一部の塾に通っている生徒の割合ですが、小学校に限っていうと、これよりは若干下がってくるのではないかなと思います。また中学3年ぐらいになると、また増えてくるのではないかと考えております。ただ、今後、この調査にかかわっては、文部科学省の習い事とか、そういうような意識調査の中にもあろうかと思えますので、その中で把握していくような状況になるのではないかと考えています。

吹田委員

これにつきましては、前に私が「塾通い」というのは、やはり本来の教育の二面性ということで絶対必要でやっているのではなくて、それを教育委員会としては、学校の現場の皆さんを含めて、そういうことはない、とらえるということでありました。それらについて、小樽の教育の基本的な考えとして、塾を必要なものとして考えているのかどうか、その辺についての考え方は。

（教育）指導室長

塾にかかわってですけれども、塾に子供を通わせている保護者の考えといたしましては、たぶん子供の学力が、例えば学校の勉強についていけなくて不安に思うとか、また希望の進路に進めるように受験に対応して通わせるというようにさまざまな考えがあって、塾にも行かせているのではないかと思いますけれども、基礎・基本をしっかり定着させて、どの子にも確かな学力を育成するというのは、教員としての責務だと考えております。それで、その学力を向上させるためには、子供の学力の状況をしっかりと把握して、一人一人の課題を明確にして、それに対応した指導方法の改善が求められております。今、小樽市教育委員会といたしましては、先ほど話しましたあおばと

プランの重点 1 に、確かな学力の育成を掲げまして、これに全力で今取り組んでいるところでございます。昨年度小樽市が実施しました学習到達度調査の結果を基に、各学校の課題、それから具体的な取組に、どうやって学習改善に取り組むのかという、そういう報告もいただいておりますし、今回の 4 月、5 月の学校訪問においては、各学校を指導主事が訪問しまして、具体的にどのように取り組んでいくのか、校長からお話も伺っているところでございます。

また、保護者に対しまして、学校の指導方針、それから指導方法など、こういうふうに 1 年間やっていくのだという説明、それと今子供の現状はこうなのだ、それから指導が終わった後に、結果説明、結果責任ということで、今こういう状況まできているのだ、だからこういうふうに改善していくのだという、そういう保護者の皆様に家庭においても協力していただくために、そういう説明責任を果たしていかなければいけないと思います。委員のおっしゃるとおり子供の学力については、学校が責任を持ってやっていかなければならないものと押さえております。

吹田委員

私は、やはり小学校、中学校というのは、学校で実際のそういう知識というか、そういうものについて、状況にあるやについて、予習・復習のある部分は、やはり家庭で行わなければならないと考えていまして、この辺は特に私は学校の教職員の皆さん方が、家庭の保護者との連携をどのように進めるべきだとか、どのようにしていくことが子供たちにしっかりとした学力が身につくかどうか、そこにもすごく影響している。そういう面では、その予習・復習というのが、やはり学校で行われたことについて、またそういうのをどのようにするかということも、こういうことが大事ですし、それと学力をつけるために塾に通わせるというのは、全然意味合いが違ふと思います。だから学校で行われることが、その日の問題では、事前に子供が何をやるかということについてわかっているか。そしてまた学校でやって、それをまた持ち帰り、そしてそれを復習に入ることが絶対に必要だと思ひまして、そういう面ではそういう形の動きをすることが大事だと思うのです。だから予習・復習という点においては、これについて教育委員会は語句をどのように考えておりますか。

（教育）指導室長

予習・復習については、委員のおっしゃるとおり、それぞれ学習効果が表れると思っております。それで担任によっては、宿題を出さないとか、多く宿題を出すとかあるものですから、私どもは、学校としてどういう方針を持って、小学 1 年から 6 年まで、例えば学年が違ったら宿題を出したり出さなかったり、そういうような状況であれば、一貫して小学 1 年から 6 年、また中学 1 年から 3 年までを通したそういうような家庭との協力、宿題の出し方、予習・復習のあり方、家庭学習のあり方について、しっかりと方針を持って取り組んでいただくように指導しているところでございます。

吹田委員

その点につきましては、保護者と学校とがいかに連携して子供を育てるかということで、私はこの子育て支援というのは、私は現場で保育という形でやるのですけれども、それは小学校に入るまでのあり方なわけです。小学校、中学校、高校、そして大学、この連携が一番大事なことです。そのことによって、しっかりと一人一人の人間ができて上がる。そういうものがしっかりとすることが非常に大事で、これをやっていただきたいと考えております。

また、私はもう一つの観点で、今小樽の人口がどんどん減っている。これは出生数が少ないから減っているという観点ですが、また、例えば、教育面から考えると小樽で教育を受ける、またほかの地域で教育を受けるという選択も親にはあると思うのです。そういう面では、私は小樽の教育がほかの都市より、地域的によりよい教育環境があるのだから、当然小樽で子供を育てたいという親のニーズがあると思うのです。私は、そういう親のニーズにこたえていくことこそが理想と思います。小樽は自然環境がよく、教育がしっかりとしており、小樽に来て子供を育てたいと。そういう面からみて、小樽の人口を増加させるためには、私は教育がすごく大事だと思います。小

樽の教育は、そういう面では他都市よりもはるかにものはよい部分がある。今後、このことをやはり現場を含めて、教育は人口の動きには関係ないといっている場合ではない。このことについて、教育委員会として、また教育の現場における考え方を私は見直してやっていただきたいと思います。この辺について、教育委員会はどのような考え方を持っておられますか。

教育長

委員のおっしゃっている学校教育、家庭教育のかかわりについては、おっしゃるとおりでございます。小樽市教育委員会といたしましては、先ほどから何度も触れておりますように、昨年度から、あおばとプランを設定いたしました。これは、ほかの特色ある都市がやっている、そういうあらゆる都市のデータ、それから小中学校において欠けてはいけないと、最低限度の基礎というものは絶対身につけてほしい。さらに発展的なものにしてほしいという思いで、網羅的に60数項目を3年間にわたって学校にお願いしているところでございます。それぞれの項目につきまして、満遍なく3年間にわたって仕上げていただければ、今おっしゃいますように、いろいろな都市から小樽の教育を受けたいという、そういうような保護者が多くなるのではないかとというふうに考えてございます。そういう面で、たくさん私どもとしては、研修をしていただきながら進めてございますので、ぜひ今1年半弱の経過でございますが、あと1年半程度を見守っていただきまして、さらに不足の部分がありましたら、また御指摘いただきたいというふうに考えてございます。

吹田委員

ぜひ私は、そういう面では、小樽の教育が全国のほかのところから、こちらへ来て、ぜひ行動させたいという形のものになっていただけるよう、教育委員会の方では大いにそれぞれの力を出していただきたいと思います。ぜひよろしく願いいたします。

委員長

平成会の質疑を終結し、共産党に移します。

菊地委員

室内温水プールについて

初めに21日の代表質問で、新谷議員の小樽市室内水泳プールに関して、サークル活動で中止せざるを得ない団体や継続するサークルでも通えなくなる人たちに対して、どのような手だてを講ずるのかという質問をしました。それに対して、限られた答弁しかされていなかったと思いますので、もう一度その部分での答弁をお願いします。

（教育）生涯学習課長

小樽市室内水泳プールが廃止されたことによりまして、活動を中止した団体についてなのですが、それにつきましては、活動を中止した団体数について言えば、従前、小樽市室内水泳プールを利用しておりましたサークルは17サークルでございまして、うち5サークルが活動を中止されております。また高島小学校温水プールを利用しておりましたサークルは7サークルで、うち2サークルが活動を中止されております。

教育部長

委員の御質問は、そういうことでこういう団体にどういう手だてをするのかということであろうかと思えます。それで今、生涯学習課長から話しましたとおり、確かに5サークルほど中止をし、高島小学校温水プールの方には行っていないという部分がございます。この状況でありますけれども、私ども高島小学校温水プールで利用している団体、それから小樽市室内水泳プールで利用している団体、それぞれ利用状況を調整するという形の中で、この5団体については取り下げられたといいますが、移らないというお話を聞いたことです。それぞれ団体によって会員が少なくなっている、いろいろな事情がございますので、必ずしも私どものその移ったからばかりではないだろうというふうに思っていますので、そこら辺については、通えないからといって、例えばどういう手だてをしてほ

しいか、お考えになっているのかちょっとわかりませんが、たぶん従来からのお話ですと、例えば駅前からシャトルバスを出していただきたいというようなお話かと思うのですが、この部分については、各団体にお話し申し上げたときには、体育施設等全般で、この水泳の利用者だけにシャトルバスというわけにはまいりませんし、どいう方が利用していたか仕分けもなかなか現実には難しいですし、特にそういう部分での手だてというのは、考えていないところでございます。

菊地委員

そういう意味の手だてについては考えていないという御答弁ですけれども、実際に団体がやめた。また団体は継続するけれども、その団体に所属する個人でも、とても高島小学校温水プールまで行ってられないといって、行くのをあきらめた方というのはかなりいるのです。そういうことを押さえているということは、この高島小学校温水プールを代替施設としてしばらくの間利用していただきたいという、これまでの御答弁で、決して代替施設と100パーセントなり得ないということについてはお認めになりますか。

教育部長

私ども代替施設という形で、できる限りの手だてはしていきたい、こういう話を申し上げてまいりました。それで代替施設の部分では、当然ハードの部分、ソフトの部分、いろいろあるかと思うのです。そういう中で、ハードの部分ですと、例えば障害者用に水深が深かったものを浅くするという形の中で考えていたわけですが、一部水深を調節する低い形でやろうとしたわけですが、逆に深い施設を必要としておられる団体もございまして、そういう部分でフロアを上げる、そういう底上げする形でのフロアシートといいますか、そういう形での手だてとか、トイレを含めたいろいろな部分、それから障害者向け用のタラップとか、そういう形で十分代替にできるだけの対応、それからソフトの部分では各種教室、これをできるだけ民間を含めているいろいろ考えていたわけですが、サークル活動の方々からの、いろいろな利用者からの御要望等を伺いながら、できるだけ今の高島小学校温水プールの中で対応していきたい。こういうこともございまして、体制も当初、従来でのシルバー人材センターでのその委託をしていた部分も、駅前のそういう指導員体制というものをできるだけ高島小学校温水プールに持っていきながら、当然その学校で利用する部分の期間は大変難しい部分はありますが、時間調整をしながら、できるだけ現高島小学校温水プールの改修の中で受け入れるような形での代替対応と、こういう形のものをしてきてございます。ただ、実際に通う部分につきましては、障害者の場合ですと、現行、駅前に通うに当たって、福祉諸制度、福祉バスその他を利用しながらやっているわけでございまして、それはそのまま高島小学校温水プールにも利用できると、こういう形をとってございます。

あと一般に通う方々の中で、一部そういう方々もいることは確かでございますけれども、当然サークル活動はやめる、活動はしないけれども、個々にやはり通うという方も多うございまして、いろいろなサークル活動の事情というものもございまして、そういう対応の中で、私どもは今の代替対応というものは、かなりの部分が吸収できたというふうに考えてございますので、御理解いただきたいと思っております。

菊地委員

教育委員会の皆さんがかなり御苦勞されたことは認めますけれども、それとて小樽市室内水泳プールをなくさなければしなくてもいい苦勞だったということだけは言うておきます。

小学校、中学校でのプール利用について

次に、小中学校のプール授業について資料を出していただきました。この中から何点かお聞きいたします。平成18年度のプール授業状況から平成19年度のプール授業計画に移るときに、向陽中学校のプール利用の頻度がかなり高くなっていると思うのですが、例えばこれまでサンフィッシュを利用していた望洋台小学校の児童が、向陽中学校を今度は利用することになるのです。その交通手段はどのようになるのですか。

教育部川田次長

望洋台小学校の方が、向陽中学校に移る際の交通手段については、基本的に具体的には確認をしてございませんけれども、通常であれば、桃内地区を走っているスクールバスがございますので、それを利用しての移動というのは、各学校で頻繁に行われていると思いますので、望洋台小学校もこういう形の中で移動をされるというふうに思います。

菊地委員

それと、緑小学校と最上小学校は、引き続き室内水泳プールを利用することになっているのですが、それはどういふことでしょうか。

教育部川田次長

これは、6月17日までの間にプール学習を終えられたということでございます。

菊地委員

そうすると、来年度については、また違うところを考えなければいけないということですね。4月の時点で、たしか最上小学校の児童は向陽中学校に行くということになるということをお母の方も言っていたし、教育委員会からちょっとメモでいただいた用紙にもそのようになっていたと思うのですが、それは事実誤認だったということですか、確かめておきたいのです。

（教育）生涯スポーツ課長

これにつきましては、最上小学校については、向陽中学校の方へ行かれるということでは確認しております。

菊地委員

その交通手段についてもスクールバスを利用するというので、よろしいですか。最上小学校から向陽中学校のプールへ行くのに、バスではかなり大変だし、歩くのも大変な距離だと思うのですけれども。

教育部川田次長

先ほども申し上げましたが、スクールバスでといったことは確認してございませんけれども、先ほども話しましたけれども大抵の移動についてはスクールバスを利用して、あいている時間を利用しております。バスは通常の小学校の児童であれば1.5倍乗れるということもございまして、そういった中で搬送をしているというふうに承知しております。

菊地委員

それは、ぜひ教育委員会が指導して、そのようにするようにはしていただきたいと思いますが、もう一つ、養護学級のプール指導なのですが、手宮西小学校とか花園小学校ですね、手宮西小学校は今度全体で高島小学校を使うようになっているのです。通例であれば平成18年度のプール利用についても、この養護学級も含めて高島小学校を使っても差し支えなかったのではないかなと思うのですが、わざわざ養護学校のこの子供たちだけサンフィッシュということで利用しているのです。私、養護学級の学習プログラムの中で、水泳教室の学習効果というのは、それなりに別枠で、いかに効果を上げるかということで組み立てられると思うので、サンフィッシュを使っていた理由が特にあるのではなからうかと思うのですが、それが今度は高島小学校を使うというふうになっていますが、引き続き学習効果を上げることができるのかということでの質問をしたいと思っております。

教育長

小学1年から6年までの子供たちと養護学校のかかわりですが、養護学校の指導者の全部を調査したわけではないのですが、指導者の希望によりまして、プールを分けているという点ではございません。ですから、今委員がおっしゃったように、ほかの学年の子供たちと一緒にするというのは、本来の教育の大前提でございますが、指導者のかかわりがございますし、あと引率の教員が、やはり1学級一人か二人ですけれども、一人の教員が見るのは大変でございますので、指導者の希望と校内事情、引率の関係で、こういうふうになってございます。今話したの

は全部の学校ではございませんが、一応私の経験から、そういうことが多い現状でございます。

菊地委員

こういった養護学校の水泳学習の学習効果の問題とかも含めてかなり子供たちにどういう負担があるのかということも心配されますので、私は先ほど吹田委員が、小樽に子育て中の人口をぜひ増やしたいと、それはどなたも異論のないことだと思います。そういう子育て世代の世帯をしっかりと小樽に引き込むためにも、公設のプールがないという13万人都市というのは、あまりにも寂しすぎますので、教育委員会もこの後ぜひ努力していただきたいと思えます。市長が新総合計画の中に入れていってほしいけれども、山田市長の新しい任期4年間の早い時期に、そういうことを実現できるように教育委員会としても、力を注いでいただきたいと思えますが、いかがでしょう。

教育部長

私どもは従来から市長部局の方に要請をしておりますので、今後も引き続き、そういう形での要請はしていきたいというふうに思います。

菊地委員

職員駐車場の有料化について

続きまして、市の施設の職員駐車場有料化についてお尋ねします。

最初に、現在小樽市の職員で、通勤手段にマイカーを利用している職員数はどのくらいいるか。職員全体とそれから本庁の職員の扱いについてお尋ねします。

（総務）職員課長

申しわけございません。今ちょっと手元に資料ございませんので、後ほどお知らせしたいと思います。

菊地委員

今回、敷地内駐車場、駐車にかかわる使用料を徴収することに至った理由について何点が述べているのですが、不公平感の是正というのがありました。これは、だれがだれに対して抱いている不公平感なのかについてをお尋ねします。

（総務）阿部主幹

今回の駐車場の有料化に伴う三つの理由の中の一つに、職員間の不公平感の是正というのがございます。これにつきましては、主には本庁職員と、外局におきましても職員が車で通勤する際に、いわゆる有料駐車場を借りるために料金を払っている職員がたくさんいるわけです。そういった職員と、いわゆる外局施設の中で、本庁は来庁者がいっぱいいるものですから職員はとめていませんが、外局の中で来庁する方の邪魔にならない範囲で職員が無料でとめている部分、そういった部分との不公平感の是正という意味でございます。

菊地委員

逆に外局の職員から見たら、交通手段にマイカーを使っていると使っていないという部分を除いても、本庁職員に対して不公平感というものがちょっと違う形であるのではないかと思うのですが、そういう声については、聞こえてきませんか。

総務部長

不公平感の是正ということで、今話したのですが、問題は市有地に通勤で使っている車をとめるかとめないかという問題なのです。ですから、我々は通勤手段としては、いろいろな方法があって、皆さんの自由に任せているわけです。ですから、自分で車を運転してくる人については、自分で置く場所を確保するというのは基本だと思うのです。ただ問題は、たまたま市の施設の外局あたりで用地があるという、その中で今お話がありましたけれども、来庁者の皆さんに不便をかけない範囲で市の職員も置いてきたと、これが実態だと思います。昔は、市の本庁舎にも市の職員がとめていた時代がありまして、私が入ったころはとめていたと思うのです。その後、やはりマイカーの普及の中で、来庁者の方が相当いて、市の職員で占有してしまって、非常にこれは苦情になって、本庁舎につい

ては一切もうとめられないことにした。そのときに車に乗ってくるのまでをやめなさいとは言えないわけですから、本人の理由などで車で通勤する方については、近隣に駐車場を借りてとめている。それも個人の自由だと思う。ただ問題は、たまたま外局の職場で置く場所があるから、そこはただで使っていていいとやってきた今までのやり方と、現実に本庁舎で毎月 1 万円を払っている人間とのこの差というのは、ある意味では職場が異動しますから、あなたもただのところに行くかもしれないという話もあるかもしれませんが、どちらかという本庁舎に長くいる職員からすると、車で通ってきている人間からすると、これは金額的にも相当数の差が出てくる。

そういう形での是正をしたいということでありまして、決してお金をとるのが目的ではありませんから、我々としては、そういう。

（「お金とるのが目的だと言っていたでしょう」と呼ぶ者あり）

それは、目的の一つだと言ったのです。

菊地委員

財政再建に向けた使用料、手数料の見直しときちんと書いてあるから、その目的の一つであることは確かですね。

（「お金とりたいというのが動機なのだから」と呼ぶ者あり）

菊地委員

ただ、さっき部長が乗ってくるのは勝手だし、その確保も自分でしなさいとおっしゃったけれども、私はそこがちょっと違うのではないかと。マイカーで乗ってきていいですと、そのことを禁止する手だてではないわけですから、逆に言えば、職員の福利厚生の方から、これだけの車社会で、職場できちんと駐車場を確保するというのは、企業の責任だと思えます。そこは考え方の違いで、それで、市民の駐車場、市民が市役所に行って駐車場をきちんと確保することと、市の職員が通勤に車を使って、その駐車場を企業としてきちんと確保するというのをやはり同時に追求していく観点が必要だと思うのです。今は小樽市役所の庁舎をどこかに持っていか、場所を確保するとか、そういう手だてが非常に困難だから、その解決方法として不公平感を是正するとか、いろいろな解決方法として使用料を取りましょうということにいつてしまっているかもしれないけれども、それは究極的な解決方法ではないと私は思っていますが、そのことについてはいかがですか。

総務部長

菊地委員のお考えはお考えで否定する何ものもないのですが、ただ問題は、我々は本庁舎に職員には置かせていないのです。ここはあくまでも市民の皆さんの駐車場として利用していただけるようにしているのです。ですから、今おっしゃったように我々が例えば企業であって、職員の通勤の車を福利厚生の方でやるとすれば、それは別の次元で議論はあると思えます。我々も福利厚生の方で持っていますから、そういう制度の中で、そういったものをどこかに設けてつくる。昔、職員福利厚生会で駐車場の世話をしたことあります。そういうこともやってきているのですが、現実の問題としては、今、敷地もなくてそういうことはできないので、市のいわゆる予算を使って、市の職員の駐車場を設けるということにはならない。問題は、外局の職場で、これもまた全部置いているわけではないのです。現実には、港湾部においても分庁舎においても、職員はやはり置けていないのです。これは来庁者の方を優先するわけですから、それで近隣にまた借りている。ですから、例えば中心市街地ではないところでは、わりと広い敷地のところの方々は今まで置けてきていたわけですがけれども、それは敷地がありますので、来庁者の方に不便をかけない範囲については、職員も使ってください。そのかわり一定の負担をしてくださいと、そういうお願いをしているということでございます。

菊地委員

その辺は引き続き議論していきたいと思えますけれども、委託業者の件、指定管理で委託している、その職員からも徴収することになるのです。そうすると委託業者との間では、業務内容についての契約をしていると思うのですけれども、これまでその市の敷地を利用してよいというふうに言われてきた職員が、今度から使用料を払

うということになりますと、その委託業者が、その業者の職員に、これまで説明してきた中身と違ってくるわけなのですけれども、そういうものについて、管理を指定した市役所側との今度条件の違いというのが、どこかに出てくるのではないかと思うのですが、その辺についてはいかがですか。

（総務）阿部主幹

今お話がございました委託業者との関係につきましては、菊地委員がおっしゃっていましたが、きちんと業者の間での業務の関係の契約でございました。それで一般的には、我々もそうですが、外局の職員、それから教職員も含めまして、7月から新たにこういった制度を導入しようということですので、委託業者とその使用される方の反対意見もあるかと思うのですが、その辺は話し合いの中で、こういった趣旨の御理解をいただける中で、御協力いただければというふうには考えております。

菊地委員

さっき一つ出たのですけれども、財政再建に向けた使用料・手数料の見直しということも、今度の駐車場の使用料の徴収ということでかかわってきますから、それは財政再建されて、小樽市が国内で有数の金持ち自治体になったときには、ぜひ職員の福利厚生の方からも見直しを図っていただきたいと思います。

総務部長

確かに、今、委託業者のお話がありましたけれども、それ以外にも嘱託職員の方とか、例えば週3日あるいは2日しか勤務しないとか、勤務時間も3時間、2時間、6時間などさまざまなのです。ですから、その方たちから、一律同じ金額をとれるかという議論もいろいろありまして、我々としてはその中では整理をして、例えばその週3日以下、例えば2日とかという人についてはとれないというそんな判断もして、実はいろいろな条件をつけました。ただ委託業者の方については、委託業者の中で整理をしていただきますけれども、率直に言って、公有財産の管理ということからすると、市有地に委託業者の方の車が何台も並ぶという姿は、やはり是正をしないと私は公有地の適正な管理にはならないと思いますので、それは一定程度整理をさせていただきたいと、そんな考え方であります。

北野委員

選挙と潮まつりにかかわる職員調整について

最初に、国会の会期が12日間延長されたことに伴って、当初予定されていた参議院議員通常選挙の投票日が1週間ずれ込んで7月29日になりました。そこで選挙事務に携わる市の職員と、それから同じ時期潮まつりに職員も携わるわけですから、この調整はどうなるのかということです。それぞれ携わっている人数等にも触れて説明してください。

選挙管理委員会事務局次長

参議院議員通常選挙の延長に伴います潮まつりと選挙事務の関係でございますけれども、一応選挙事務に関しましては、トータルで約500名程度、市職員等を動員する予定でございます。このうち潮まつりにどれだけ参加するかということですが、これは職員個々のこととなりますので、私どもで前回分の人員参加というのは承知をしておりますけれども、ただ潮まつりに参加するから選挙事務ができないということにならないように、基本的には29日は花火大会でございますので、当日はほとんど影響はないと。ただ問題は、前日28日が「潮ねりこみ」になりますので、このとき選挙事務の方で申し上げますと、事前の投票所の設営等がございます。また投票用紙等の資材の引渡しがございます。これらの関係の時間によっては影響が出る可能性がございますので、極力「潮ねりこみ」に参加する職員の皆さんに影響の起きない時間帯で設営並びに資材の引渡し、これをしたいと考えてございまして、ほとんど影響はないと私どもは考えております。

北野委員

選挙管理委員会事務局から今そういう説明があったのですけれども、選挙長である総務部長はどういうふうにか

えていますか。

総務部長

当初でしたら潮まつりの 1 週間前でしたから、我々としてもこれは大丈夫だと思っていましたけれども、現実にかついった形で、我々の意図しないところになってしまいました。それはそれで準備もしなければなりませんし、支障のないようにしなければなりません。ただ前回平成13年度でしたか、経験があったようです。そのときの数字も見せていただきましたけれども、潮まつりへの参加の人数がどうこうということではないと思いますが、そのときも前後の年とそう変わらない市の職員の参加数だったというふうに聞いておりますので、それぞれ工夫をしながら潮まつりに参加をしていくということになるかと思いますが、当然選挙事務に遺漏のないように、そういう形で真剣に取り組まなければならないと思っております。

北野委員

選挙事務は、これはどんなことがあっても落ち度があってはなりませんから、これはきちんとしていただきたいと思ひます。心配しているのは、今、選挙管理委員会事務局の方から説明があったように、当日投票所の設営やなんかをしなければならない。だから二重に仕事をする方がいるというふうな説明を受けたので、最近の市の幹部職員の動向を見ていると、昔と違って、体力がちょっと落ちているようにも見受けられるから、そういうことが選挙事務に影響すれば困りますし、それから今回の本会議でも議論がありましたけれども、一斉地方選挙の開票事務の反省点もありますから、選挙事務に影響のないように選挙長としてもきちんとした対応をしていただきたいということだけは要望しておきます。

わかりやすい予算説明の表記について

次に、予算説明書の歳入歳出予算事項別明細書の表現の改善をしていただきたいという思ひから、質問をさせていただきます。

まず、例に挙げますが、こういう予算説明書なり予算書は、財政部で作成するのですね。それで財政部に伺ひますが、この平成19年度の予算説明書の205ページ、これは総務費の賦課徴収費ということで、事務経費が2,156万円と載っているのです。これは、さまざまな事業が含まれているのですが、これだけでは何の事務経費かわからないということなのです。ところが決算説明書の方へ行けば、先ほど話したのは国民健康保険事業特別会計ですから、ここでは納入通知書等印刷及び発送等経費として1,300万円ぐらひ出ている。これは平成16年度の決算説明書ですけれども。

そこで、今回の補正予算説明書の24ページ、国民健康保険事業特別会計の説明にかかわるのですが、ここで賦課徴収費として100万円の補正が組まれている。その中身は、納入通知書等印刷及び発送等経費になっているのです。ところが、これはもう専決処分したものでなくて、予算を組んでこれから執行するのです。私は変だなと思うのは、納入通知書ということだから、等と書いてあるから逃げ道はあると思うのだけれども、この間えらい高い国民健康保険の納入通知書を私はもらったのです。それをもう一回くれるのかと、そんなことはないから、何だろうかということで調べたら、この間来話が出ている、後期高齢者の来年4月から、老人医療から切り離す、それに伴って小樽市の健康保険証の更新が毎年9月ですから、来年4月からではなくて、今年の9月からカード方式にするというので、こういうものを一人一人、3人いれば3人に送付すると、その経費だということです。そうしたら、この頭に来る国民健康保険の納入通知書と、これではえらい違いなのです。何で納入通知書等印刷経費というふう書いて、補正予算に計上したのか。我々議会は、当然提案された予算を審議するわけですから、各事業ごとにどういふ予算が組まれたかと、これが適切かどうかということ計上された予算ごとに審議をして、表決をするわけですから、誤解を招くのではないのですか。これとこれなんて大違ひだよ。何でこんな不正確な表現になるのか、その理由を説明していただきたい。

（財政）財政課長

今、北野委員から御指摘がありました点につきましては、我々としては、この予算説明書の事項別明細書の中では、今、委員からありましたように、これを予算審議していただくためにわかりやすい表記ということで、記載をこれまでしてきました。それではっきり言いますと、この納入通知書等印刷及び発送等経費、この中で今回の個々人に行く、その保険証の発送経費を見たということも事実でございます。その上段の中で、事務的経費というもので表記しているのもたしかでございます。決算説明書の中では、たしか北野委員からありましたように、こういう項目での事業をとということで、今回も決算しようと考えておりました。逆に言うと、その審議していただく中で誤解を招く又は余計わかりづらくなった表記になった点については、おわびをしなければならないと思います。今回の件につきましては、今後どういう表記がいいのか、この部分については、書く段階でそのわかりやすい表記ということでもありますので、今後とも検討をしたいと思います。

北野委員

見たら全部そうなっているのです。だから私は、予算説明書をつくるマニュアルみたいなものは、こんな分厚い電話帳の何倍もあるようなものをあなた方が持って一生懸命見つけているから、この健康保険証の扱いも納入通知書の中に、「等」と書いてあるから、だからそういう扱いをすれというふうに書いてあるのかというふうに善意に思ったのです。マニュアルの中にそうやって書いてあるのですか。予算説明書を作成する、事項別明細書をつくる場合、こういうふうに書きなさいと。

（財政）財政課長

今あった事項別明細書につきましては、様式については、地方自治法の施行規則の中で決められてございます。その中の表記につきましては、様式の欄外の文言をそのまま読ませていただきますが、歳出の方につきましては、「予算計上した目の内訳、その他参考となる事項を記載することができる」という事項がございます。それで各市町村の事項別明細書をどのような形でつくっているかといいますと、はっきり言いますと、小樽で言うその説明欄の記載につきましては、各自治体ごとにばらばらでございます。ばらばらなのですけれども、あくまでも大原則であるその予算審議の中で使うということもございまして、当然にわかりやすい表記とか、わかりやすい積算内容というものが求められるわけなのですが、それが今回の表記の中では、我々としては、今、北野委員からありましたけれども、「等」の中でというか、決算を見越した中で、この表記でいいというふうな考えもございました。なおかつ、今あったように非常にわかりづらく、また誤解を招くということがございましたので、先ほどの答弁になりますけれども、改めてまた検討したいと思います。

北野委員

これまで納付書、それから納入通知書が6月、それから健康保険証は小樽の場合は9月が更新ですから、ともに郵送して関係者に送られているわけなのです。ところが、見たら全部健康保険証の送られるのも全部納入通知書等の発送経費になっている。だからこういうのはちょっとおかしいし、一々原課へ行って聞かないと、この当初予算の事務経費の中に発送経費が幾ら組まれているのかもわからないのです。だから、財政課長は適切に対応するようなお話なのだけれども、もともと事業ごとにある程度の積算をしてわかるものを載せるというふうに、地方自治法の施行規則とか様式ではなっているのではないですか。それを長年にわたって、今、私が例に出したようなことを続けてきたというのは、何だろうかということなのです。

これが地方自治法の解説書によれば、予算を出す場合に議決の対象になるのは予算書ですから、その審議に供するために予算説明書を議会に出すということは義務づけられております。しかし、そのほかのものについては、その予算説明書をさらに詳しく説明するその他の資料については、別に義務規定ではないわけですよ。だから、その原課から上がってくる、いわゆるその概算要求のようなものは、法律で出さなくてもいいとなっております。だから、見たらそういうふうに書いてあるから、原課へ行って、今日見てきたのです。そうしたら、やはり健康保

険証を送るのも納入通知書等と書いて、財政部に要求している。だから、これは1項だけ例を挙げましたけれども、そのほかにもあるのかという疑問がわくわけです。

私たちは素人ですから、あなた方みたく毎日法律書と首っ引きで予算をつくったり審議しているわけではないから、わからないから、わかりやすい予算書をつくれと、説明もきちんとやりなさいと書いてあるのに、何で長年にわたってこんな誤解を招くし、厳しく言えばうそを書いていると思うのです。私も一瞬これは健康保険証の間違いではないかと思ったのです。そうしたら毎年毎年こうなっているから、何でこうなるのか。予算説明書の施行規則とか様式を見たけれども、こういうふうを書く根拠がないのです。これは財政部もそうですし総務部もそうですが、この予算説明書の説明のあり方、それから可能な限り積算の根拠等も書いて、できるだけ説明の欄はそんなにスペースがあるわけではないですから、主な事業ごとでいいですから、そういう積算の根拠も書いて出ささいというふうに地方自治法でなっているわけですから、そこはそういうふうにするべきではないですか。

財政部長

今回、国民健康保険の決算説明書の表記の件につきましては、先ほど財政課長が説明いたしましたように、あれは不適切な表記だったと思います。その分についてのやり方については考えなければいけないと思います。

それから、当初予算の予算説明書の載せ方でございますけれども、実はしばらく前につきましては、もう少し当初予算説明書から細かな表記をしてたしか載せていたかと思えます。それが先ほど委員もおっしゃいましたように印刷経費とか発送経費とかという、その各科目に共通しますようなわりと事務経費としてくれるような範囲のものが結構ございましたものですから、予算の段階ではある程度そういうものをくくって事務経費ということでもいいのではないだろうか、ある時点で、どちらかといいますと予算説明書の方の説明を簡略化して、決算説明書では詳しく出してこうというような方向にはなってきたかと思えます。ただ今回改めてのこういう表記の問題から御指摘がありましたので、どの程度まで多少予算の段階からもう少し出していくべきか、その辺は私たちもちょっと考えてみたいと思えます。

北野委員

予算審議に当たる議員が、各事業をどのように評価し、予算計上を認めるかどうか判断する基本的な資料ですから、できるだけ積算基礎については掲示すると、明示するというのが、やはり正しい記載方法だというふうに考えますので、ぜひこれは部長が総括的に答弁なさいましたので、我々の審議を見やすくするように、やりやすくするように改善していただきたいということは、お願いをしておきます。

石狩湾新港の予算について

港湾部に伺いますが、我が党は経済常任委員会でも石狩湾新港管理組合議会でも反対していますが、石狩湾新港の新年度予算要求というのが示されるわけです。これは小樽市議会は経済常任委員会に示されるし、石狩湾新港管理組合議会にも示される。それで小樽港は今回はたまたま予算がついているけれども、石狩湾新港と比べると、石狩湾新港の方は近代的な港にする予算がもう湯水のようにつけられ、小樽港の方はほとんどないというのがずっと続いているのです。鈴木室長は失業するのではないかと私は思っているのです。それくらい予算がない。ところがそういうときに、石狩湾新港の新年度予算要求が市長の方に示されるし、議会にもくるのですけれども、大体その示されたときに、理事者側がどういう対応をしているのか説明をしていただきたい。時期的なものも含めていつごろ示されて、それに対して担当者、市長がどういうことを管理組合に言っているのか。この間の本会議の答弁を聞いたら、我が党の新谷議員の質問に、小樽が一番意見を申し述べているのだということを言っているけれども、私から見たら最後賛成して、そんなことを言っても意味がないと、やじりたかったけど、議会だから、品位がありますから黙っていましたが、その辺の経過まで市長は胸を張って言うぐらいなのだから、どんなことをやっているのか、詳しく説明してください、19年度の予算要求にかかわってでいいですから。

（港湾）港湾整備室主幹

平成19年度の港湾関係事業予算について、石狩湾新港管理組合からの協議についてでございますが、通年でありましたら、小樽港と同様に5月時点で概算要求という形で事務レベルの協議が始まります。近年ですと、6月になりますと、本協議という形で協議をされるようになってございます。これに基づきまして、本市といたしましては、まずそれぞれの事業ごとの総事業費、それから同年度の要求額、事業内容の適正化等々を、それぞれ管理組合から確認をし、適正な要は緊急かつ必要な事業にのみ事業費を計上するよう求めて協議に入ります。その結果、管理組合から本協議に当たりまして、小樽市や他の母体からの意見も踏まえて本協議されてくる時期が6月ぐらいに行われるというのが最近の傾向でございます。

北野委員

言っていることに答えていないでしょう。

大野主幹、今おっしゃったのは、事の経過はそうなのだけれども、あなたはほかに出ていないけれども、これまで石狩湾新港の建設には、北海道や石狩市は行け行けどんどんなのです。小樽市がブレーキをかけてきた。賛成しておいて、けれども変な胸の張り方をしているので、どこでそういうブレーキをかけるような作業を市長として行うのですか。

（港湾）港湾整備室主幹

石狩湾新港管理組合と各母体で構成する運営に関する会議の中の事務レベルの会議であります管理運営部会という会議がございます。この中で、事務レベルの協議がなされるわけですが、その場において、小樽市から、今、委員がおっしゃいましたような内容のことについて意見として申し上げ、不適切な予算要求案については、是正を求めるといって行っておりまして、特に新規の事業が出てきた場合については、その緊急性や必要性などをただし、本当に必要なもの以外は認めないという形で対応してきている次第でございます。

（港湾）港湾整備室長

まず、基本的な部分なのですが、私どもは管理組合に対して、御存じのように北野委員も管理組合議会の議員ですから当然おわかりのことと思いますけれども、管理組合も一つの地方自治体なわけですから、そのやることにに対して、事細かくすべての面において我々がいちいち口を出すというのは、本来的には望ましい姿とは私は思ってございません。ただ、私どもがいろいろと、今、管理組合から示された開発予算にしる、本予算にしる、いろいろな細かいところまで見ているというその理由ですけれども、それはこういった非常に厳しい、小樽市はずっと前からそうなんですけれども、母体財政が厳しい中で、軽々にその負担金をどんどん出すわけにはいかない。そういう視点に立って、いろいろと意見を申し上げてきているというのが実態なわけなんです。

それで先ほど担当主幹が申しましたように、当初は必ず事務レベルでいったん管理組合から素案が示されるわけなんです。それを我々なりにいろいろ意見を申し上げて、緊急性等を考えた場合に、これは今回は見送るべきではないかなどといったことは議会の議論もいろいろとあるわけですけれども、市として一定程度、まず検討のテーブルに乗せられる段階になったときに、市長に見せて、いろいろとその場で考えを聞くと、こういうことはやる。ですから、その段階で、なお市長としてはこれでは受けられないという話などが出てきますと、我々はその意をくんで、再度管理組合なり各母体と意見交換をしていく。こういう流れですと進みながら最終的には、開発予算そのものもそうですけれども、本予算との兼ね合いを考えながら、この程度であれば、母体負担金に大きな影響がないだろうとか、大きな増加をもたらせないだろうとか、そういったことを踏まえて最終的な判断をしていくと、そういう流れになっているということでございます。

北野委員

そうしたらその事務レベルの市長とのやりとりもあるから、これまで今日に至るまで、小樽のクレームにかかわって取りやめた事業、留保している事業、これは何々ありますか。

（港湾）港湾整備室長

これまで、ずっとさかのぼっていきますと非常にその個別にというのは、ちょっと今すぐには述べられない部分がありますけれども、ただ私が記憶している中では、花畔ふ頭の着工に当たっては、何年か繰り延べになったというふうに思っております。それは、私はまだ当時は一担当者でございましたけれども、そういう記憶がございますし、最近では、防波堤の延伸については、この2年間かそこらは、今、着手するような時期ではないということでの繰り延べとか、そういった部分は確かにございます。それは管理組合の事務レベルでは、港湾計画にのっとった事業の推進というのを、やはり当然ながら提案してきますので、それに対して緊急性とか、いろいろその背景を考えた場合に、今やるべきなのかどうなのかということに対しては、我々が強い意見を言ってきたという経緯は当然でございます。

北野委員

その説明は、事実経過に照らしておかしいのではないですか。例えば、今、港湾整備室長が説明された外郭施設、防波堤をさらに延長しないと、あるいは副防波堤をつくらないと、あれは実行されていないけれども、副防波堤として港湾計画の改定が行われているはずなのです。そうでしょう、港湾計画の途中の改定で外防波堤の副防波堤をつくるということが書かれているね。それを何か小樽の意見でまだ着工させていないような説明に、そういうふうに聞こえたのだけれども、これは北海道も含めて、それが改定になった時点から北海道も石狩市もこれ以上の財政負担はだめだということで、静穏度の問題があるけれども、三者一致して開発局に対して、これは着工しないでくれということを行っているのは、これは小樽市が口火を切ったからそうなったのですか、三者の意見がまとまったのですか。私は管理組合の説明を聞いていたら、必ずしもそういうふうには受け取れないのですが、いかがですか。

（港湾）港湾整備室長

ちょっと私の言い方があれかもしれないけれども、意思形成過程のことはあまりべらべらとしゃべるべきではないのかもしれませんが、防波堤に関しては、私自身直接担当しておりましたので、一番最初に口火を切ったのは私でございますし、それははっきり言えることだと思っています。ただ組織同士の話ですから、管理組合が最終的にお話しするのは、すべての母体がそれぞれが確認した内容をお話しすることになりますので、当然、北野委員がおっしゃるような形になるということになるろうかと思えます。

委員長

共産党の質疑を終結します。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。